

予算常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和7年3月19日（水）午前9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	久木田 大和 君	副委員長	川窪 幸治 君
委員	松下 太葵 君	委員	野村 和人 君
委員	藤田 直仁 君	委員	塩井川 公子 君
委員	松枝 正浩 君	委員	木野田 誠 君
委員	前島 広紀 君	委員	有村 隆志 君
委員	池田 綱雄 君	委員	前川原 正人 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	宮田 竜二 君	議員	鈴木 てるみ 君
----	---------	----	----------

5 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	西元 剛 君	建築技監	松崎 浩司 君
建設政策課長	丸山 省吾 君	建設施設管理課長	安田 善郎 君
土木課長	笛田 純一 君	建築住宅課長	侍園 賢二 君
建築指導課長	山田 拓也 君	都市計画課長	秋窪 達郎 君
区画整理課長	岩元 龍己 君	建築住宅課課長補佐	鶴ヶ野 浩二 君
建設政策課主幹	河野 博志 君	建設施設管理課主幹	前田 裕明 君
建設施設管理課主幹	落水田 剛 君	建設施設管理課主幹	海江田 和大 君
土木課主幹	徳重 和博 君	土木課主幹	上脇田 良人 君
建築住宅課主幹	福盛 忍 君	建築住宅課主幹	福田 智和 君
建築住宅課主幹	南郷 正輝 君	建築指導課主幹	中澤 クミ子 君
建築指導課主幹	小濱 直人 君	都市計画課主幹	深迫 康幸 君
区画整理課主幹	赤塚 裕樹 君	区画整理課主幹	原田 聡 君
土木課道路整備第1グループ長	臼井 健二 君	土木課スマートインター対策室室長	叶 和美 君
建設政策課用地グループサブリーダー	鶴丸 雅人 君	建設施設管理課道路管理グループサブリーダー	森 緑 君
土木課道路整備第2Gサブリーダー	園田 宣仁 君	土木課河川港湾Gサブリーダー	山内 武志 君
都市計画課都市整備グループサブリーダー	久米村 誠 君	区画整理課業務第2グループサブリーダー	宮之前 敏 君
区画整理課業務第2Gサブリーダー	中尾 伸也 君	建設政策課政策G主査	今村 翔 君
上下水道部長	三島 由起博 君	上下水道総務課長	川畑 信司 君
水道工務課長	養田 健 君	下水道工務課長	八反田 竜一 君
上下水道総務課主幹	瀧間 宏 君	水道工務課主幹	岩元 陽一 君
水道工務課主幹	深水 孝志 君	下水道工務課主幹	小濱 健一 君
下水道工務課主幹	西 和樹 君	下水道工務課主幹	伊澤 由記 君
上下水道総務課業務グループ長	桐原 隆志 君	水道工務課工務第1Gサブリーダー	崎山 康仁 君
水道工務課工務第2Gサブリーダー	岩城 宣丈 君	水道工務課工務第2Gサブリーダー	渡部 司 君
下水道工務課下水グループサブリーダー	石塚 照久 君	下水道工務課雨水グループサブリーダー	和田 伸一 君
上下水道総務課政策グループ主任主事	佐々木 宏大 君		

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 有村 真一 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

- 議案第27号 令和7年度霧島市一般会計予算について
- 議案第28号 令和7年度霧島市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第29号 令和7年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第30号 令和7年度霧島市介護保険特別会計予算について
- 議案第31号 令和7年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算について
- 議案第32号 令和7年度霧島市温泉供給特別会計予算について
- 議案第33号 令和7年度霧島市水道事業会計予算について
- 議案第34号 令和7年度霧島市工業用水道事業会計予算について
- 議案第35号 令和7年度霧島市下水道事業会計予算について
- 議案第36号 令和7年度霧島市病院事業会計予算について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長（久木田大和君）

予算常任委員会を開会します。本日は去る2月25日の本会議で付託されました補正予算関係、議案10件のうち10件の審査を行います。本日の会議はお手元に配布しました次第書に基づき審査を行いたいと思います。

△ 議案第27号 令和7年度霧島市一般会計予算について

○委員長（久木田大和君）

まず、議案第27号、令和7年度霧島市一般会計予算について、建設部のうち、建設政策課、建設施設管理課、土木課の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（西元 剛君）

議案第27号令和7年度霧島市一般会計予算について、ご説明いたします。予算書5、6ページになります。令和7年度霧島市一般会計予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ806億6,000万円で、歳出予算額のうち土木費は45億5,729万9,000円を計上しており、前年度と比較して12億8,754万8,000円、率にして約22%の減額となっています。この減額の主な要因としましては、都市計画費の都市再生整備計画事業、道路橋梁費の道路新設改良事業、公園費の公園改修事業などによるものです。なお、各予算の内訳としましては、土木管理費で4億1,219万2,000円、道路橋梁費で14億3,743万5,000円、河川費で2億3,812万2,000円、港湾費で269万7,000円、都市計画費で17億9,279万2,000円、住宅費で6億7,406万1,000円をそれぞれ計上しています。その他の建設部関係では、災害復旧費の公共土木施設災害復旧費で、1億4,400万円を、諸支出金の公営企業費で、5億6,947万9,000円をそれぞれ計上しています。このほか、予算書7ページ、第2表で繰越明許費、予算書8ページ、第3表で債務負担行為を、また、予算書9ページ、第4表で各種事業債の限度額をそれぞれ設定しています。以上で、建設部関係の総括説明を終わりますが、詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○建設政策課長（丸山省吾君）

建設政策課に関する令和7年度一般会計予算について、ご説明いたします。予算説明資料1ページ、予算に関する説明書は204、205ページになります。（款）8土木費（項）1土木管理費（目）1土木総務費 土木総務費3億9,709万円のうち、建設政策課分の主な事業は、「未登記整備事業」

の1,123万円で、会計年度任用職員の報酬等のほか、未登記の解消を図るための登記手続きに必要な現地測量・地積測量図作成などの業務委託に係る経費です。次に、予算説明資料1ページ、予算に関する説明書は208～211ページになります。(款)8土木費(項)2道路橋梁費(目)2道路新設改良費 道路新設改良費3億4,007万7,000円のうち、建設政策課分は「県営道路整備負担金事業」の2,000万円で、現在、県が整備を進めている県道紫尾田牧園線など4路線の道路改良事業に係る負担金です。特定財源は、その他財源として特定建設事業基金繰入金2,000万円です。

○建設施設管理課長(安田善郎君)

建設施設管理課に関する令和7年度一般会計予算について、ご説明いたします。予算説明資料2ページ、予算に関する説明書は204、205ページになります。(款)8土木費(項)1土木管理費(目)1土木総務費 土木総務費3億9,709万円のうち建設施設管理課分は「市道・橋梁台帳整備事業」の864万9,000円で、道路台帳補正業務や道路台帳システム、橋梁管理システムに係る経費です。次に、予算説明資料2～4ページ、予算に関する説明書は208～209ページになります。(款)8土木費(項)2道路橋梁費(目)1道路橋梁維持費「地方改善施設整備事業」の1,020万円は、生活環境の安定向上を図るための隼人地区の真孝西～山王上線の道路及び排水路等の整備に係る経費です。「道路維持改良事業」の3,330万円は、住民の生活環境の改善を図るための生活道路及び排水路等の整備に係る経費です。委託料530万円は、市内一円の隅切り・未登記・流末水路の測量設計等に係る経費です。工事請負費2,200万円は、国分地区の広瀬11号線、横川地区の馬渡～前川内線、隼人地区の隼人塚1号線、福山地区の土地改良区19号線に係る経費です。また、公有財産購入費300万円、補償補填及び賠償金300万円は、市内一円の隅切り・未登記・流末水路の取得等に係る経費です。「道路維持管理事業」の3億3,692万1,000円は、市道の維持管理に要する経費であり、令和6年4月1日現在の市道路線数は2,492路線、総延長約1,618kmです。給料929万8,000円及び職員手当等385万3,000円は、道路維持作業員4人分の経費を計上しています。需用費2億346万8,000円は、道路や側溝等の修繕料、凍結防止用の融雪剤の購入費など、維持管理に係る経費です。委託料1億1,000万円は、市道の点検パトロール・道路維持補修作業等の年間管理を霧島市シルバー人材センターへ委託する経費、国分、溝辺、隼人、福山地区の街路樹の剪定・薬剤散布・植込地伐根除草等を行う経費、市道草払い委託を年に1～3回実施するための経費及び通行に支障をきたしている箇所の高所木伐採に係る経費です。使用料及び賃借料180万2,000円は、道路補修等に係る機械借上料であり、原材料費850万円は、道路補修用合材等の購入費を計上しています。「橋梁長寿命化修繕事業」の2億円のうち委託料7,700万円は、橋梁長寿命化修繕計画に基づいて補修を行うための、国分地区の郡田橋ほか市内4橋に係る詳細設計業務と市内一円の橋梁定期点検業務に要する経費です。工事請負費1億2,300万円は、国分地区の止上第2橋ほか市内4橋の修繕工事に要する経費です。「道路アダプト制度事業」の349万3,000円は、アダプト団体が行う市内の主要幹線道路の環境・景観及びその機能の維持・保全の活動支援金等であり、継続の88団体分です。「道路施設防災安全対策事業」の工事請負費1億5,000万円は、国分地区の国分～銅田線、岩戸～新町線、隼人地区のあゆみらい通り線、木之房～上野線の舗装修繕と、隼人地区の木之房～上野線の法面对策を行う経費です。道路橋梁維持費の特定財源について、国県支出金は道路メンテナンス事業費、社会資本整備総合交付金などで1億3,510万円、地方債は公共施設等適正管理推進事業債9,900万円、その他財源は、特定建設事業基金繰入金、ふるさとときばいやんせ基金繰入金などで1億5,168万5,000円をそれぞれ計上しています。次に、予算説明資料4～6ページ、予算に関する説明書は218、219ページになります。(款)8土木費(項)5都市計画費(目)4公園費「公園管理事務事業」の2,527万7,000円は、県から管理委託を受けている天降川ふるさとの川河川公園や市内の普通公園等の維持管理に要する経費です。「都市公園管理事業」の5,439万2,000円は、国分地区の19都市公園と隼人地区等37都市公園の維持管理・運営に要する指定管理料及び老朽化した乗用芝

刈機の更新に係る経費です。「城山公園管理事業」の2,603万4,000円は、城山公園の維持管理・運営に要する指定管理料です。「丸岡公園管理事業」の2,319万5,000円は、丸岡公園の維持管理・運営に要する指定管理料及び老朽化した乗用芝刈機の更新に係る経費です。「公園改修事業」の1億5,478万8,000円は、公園利用者の安全確保や利用促進、丸岡公園の魅力向上を図るために実施する公園施設改修に係る経費です。需用費200万円は都市公園の遊具修繕等に要する経費です。委託料5,877万9,000円は丸岡公園の園路改修や丸岡会館のトイレ改修に係る設計業務委託や城山公園等の遊具改修に係る経費です。工事請負費9,400万円は、丸岡公園内の園路整備やゴーカート車庫兼発着所の新築に係る経費です。公園費の特定財源について、国県支出金は社会資本整備総合交付金など3,662万5,000円、地方債は過疎対策事業債等で1億1,720万円、その他財源は公園使用料で51万3,000円をそれぞれ計上しています。次に、予算説明資料6ページ、予算に関する説明書は262、263ページになります。(款)11災害復旧費(項)2公共土木施設災害復旧費(目)1土木施設災害復旧費 土木施設災害復旧費1億4,100万円のうち、建設施設管理課分は、「現年補助道路施設災害復旧事業」の2,015万円、「現年単独道路施設災害復旧事業」の9,485万円で、道路施設の災害復旧に対応する経費です。特定財源の国県支出金は、現年補助土木災害復旧費1,200万6,000円で、地方債は公共土木施設災害復旧事業債6,640万円です。次に、予算書7ページ「第2表 繰越明許費」についてご説明します。(款)8土木費(項)2道路橋梁費 道路橋梁維持事業の9,000万円は橋梁長寿命化修繕事業の上宇都口橋ほか3橋の工事請負費で、河川管理者などとの協議調整に日数を要する見込みであることから、標準工期の確保が難しいため、繰越しようとするものです。(款)8土木費(項)5都市計画費 公園整備事業の900万円は公園改修事業の丸岡公園園路整備工事の工事請負費で、先に実施する設計業務委託の完了後の発注となり標準工期が確保できないため、繰越しようとするものです。

○土木課長(笛田純一君)

土木課に関する令和7年度一般会計予算について、ご説明いたします。予算説明資料7ページ、予算に関する説明書は208~211ページになります。(款)8土木費(項)2道路橋梁費(目)2道路新設改良費 道路新設改良費の3億4,007万7,000円のうち、土木課分の主な事業として、「道路新設改良事業」の1億1,200万円は、委託料が、測量設計業務委託等に係る経費で、工事請負費は、国分地区の(仮称)新町~久保田線外1路線に係る経費です。また、公有財産購入費、補償補填及び賠償金は、国分地区の(仮称)新町~久保田線に係る経費として計上しています。「辺地対策道路整備事業」の5,000万円は、委託料が、国分地区の木原~年之神線の経費で、工事請負費が、国分地区の上之段~塚脇線に係る経費です。また、公有財産購入費は、霧島地区の泉水~市後柄線に係る経費として、補償補填及び賠償金は、国分地区の上之段~塚脇線、霧島地区の泉水~市後柄線に係る経費として計上しています。「過疎対策事業」の1億5,000万円は、工事請負費が、横川地区の城山2号線外1路線、霧島地区の遠見松~泉水線他1線など、また、福山地区の土地改良区20号線外1路線に係る経費です。公有財産購入費は、横川地区の城山2号線に係る経費として、補償補填及び賠償金は、横川地区の城山2号線外1路線、霧島地区の戸崎原線、福山地区の土地改良区20号線外1路線に係る経費として計上しています。道路新設改良費の特定財源について、地方債2億9,880万円は、辺地対策事業債5,000万円、過疎対策事業債1億5,000万円、合併特例債9,880万円です。その他財源は、特定建設事業基金繰入金820万円です。次に、予算説明資料8ページ、予算に関する説明書は210、211ページになります。(款)8土木費(項)2道路橋梁費(目)3幹線市道整備事業費 幹線市道整備事業費の3億4,971万9,000円のうち、人件費を除く「幹線市道整備事業」の2億8,650万円は、使用料及び賃借料が、国分地区の(仮称)霧島スマートインターチェンジに係る経費で、工事請負費は、国分地区の検校橋~下川内線外2路線、溝辺地区の馬立~北原線に係る経費です。また、公有財産購入費は、国分地区の検校橋~下川内線外1路線、溝辺地区

の馬立～北原線に係る経費として、負担金補助及び交付金は、(仮称)霧島スマートインターチェンジに係る経費として、補償補填及び賠償金は、国分地区の下井19号線外1路線、溝辺地区の馬立～北原線に係る経費としてそれぞれ計上しています。幹線市道整備事業費の特定財源について、国県支出金1億4,420万円は道路交通安全施設等整備事業費7,150万円、ICアクセス道路事業費6,270万円、社会資本整備総合交付金1,000万円で、地方債8,500万円は、合併特例債2,990万円、道路整備事業債5,510万円です。その他財源は、特定建設事業基金繰入金2,820万円です。次に、予算説明資料8、9ページ、予算に関する説明書は212、213ページになります。(款)8土木費(項)3河川費(目)1河川管理費 河川管理費の2億3,812万2,000円のうち、「県施行河川関係負担金事業」の3,780万円は、土砂災害から地域住民の生命・財産を守るため、県が事業主体となって行う県単砂防施設整備事業や急傾斜地崩壊対策事業の負担金です。「水門維持管理事業」の209万7,000円は、二級河川に設置された水門等の管理を行う経費です。「河川等維持管理事業」の1,000万3,000円は、市で管理する河川の災害を未然に防止し、地域住民の生命・財産を守るために適正な管理や修繕工事等を行う経費です。「県単急傾斜地崩壊対策事業」の3,700万円は、急傾斜地における土砂災害から地域住民の生命・財産を守るため、市が事業主体になり、急傾斜地の崩壊防止対策を図るもので、委託料が、横川町の奈良松地区の経費で、工事請負費は、溝辺町の論地地区、牧園町の湯ノ窪地区の経費です。「総合治水対策事業」の1億5,122万2,000円は、需要費と役務費が国分姫城地区の府中第2樋門に係る経費で、委託料が国分姫城地区の浸水対策用地測量、隼人町見次地区の排水路詳細測量設計、国分・隼人地区の排水路側溝浚渫、府中第2樋門保守点検業務の経費で、工事請負費は国分姫城地区の調整池・排水路整備、隼人町見次地区の排水路整備、霧島田口地区の祓谷川護岸整備、隼人町野久美田地区の下川の浚渫の経費で、公有財産購入費は国分姫城地区の浸水対策に係る経費です。河川管理費の特定財源について、国県支出金2,022万8,000円は、水門管理業務費172万8,000円と県単急傾斜地崩壊対策事業費1,850万円で、地方債の1億6,180万円は緊急自然災害防止対策事業債1億5,380万円と緊急浚渫推進事業債800万円です。その他財源は、特定建設事業基金繰入金3,780万円です。次に、予算説明資料10ページ、予算に関する説明書は214、215ページになります。(款)8土木費(項)4港湾費(目)1港湾管理費 港湾管理費の269万7,000円のうち「県施行港湾関係負担金事業」の100万円は、県が事業主体となって行う隼人港の照明灯設置と福山港外郭施設の整備で、津波・高潮による浸水被害を防止する為の防潮工に伴う負担金です。「港湾施設維持管理事業」の167万7,000円は、福山海浜緑地広場及びトイレ等の維持管理や県から委託を受けた隼人港の防潮扉及び国分敷根海岸、福山海岸に設置されている陸閘の管理を行うための経費です。港湾管理費の特定財源について、国県支出金13万2,000円は水門管理業務費で、その他財源100万円は特定建設事業基金繰入金です。次に、予算説明資料10ページ、予算に関する説明書は262、263ページになります。(款)11災害復旧費(項)2公共土木施設災害復旧費(目)1土木施設災害復旧費 土木施設災害復旧費1億4,100万円のうち、土木課分は2,600万円で、災害により被災した市管理の河川を速やかに復旧するための経費です。特定財源の国県支出金は、現年補助土木災害復旧費600万3,000円で、地方債は公共土木施設災害復旧事業債1,740万円です。次に、予算説明資料10ページ、予算に関する説明書は270、271ページになります。(款)13諸支出金(項)1公営企業費(目)4下水道事業費 下水道事業費の「下水道事業負担金事業」5億6,947万9,000円は、霧島市下水道事業への運営補助です。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長(久木田大和君)

ただいま執行部の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員(木野田誠君)

初歩的なことを教えてほしいんですが、まず、建設政策課の県営道路整備負担金事業なんですが、

県道及び国道等いろいろあるわけですが、県道を工事をする場合、県への負担金というのは市の負担金というのは決まったパーセンテージになってるのか。そのパーセンテージが決まっていれば幾らなのか教えてください。

○建設政策課長（丸山省吾君）

県営事業の負担金は 10%になっております。県のほうが県単ということで、その分については、うちのほうが負担金という形で支出してるんですが、県のほうが、国のほうから予算もらってる分につきましては、うちのほうは一応負担金はなしでやっております。

○委員（木野田誠君）

この 10%は固定というような形でとらえていいんですか。

○建設政策課長（丸山省吾君）

これはまず道路法の 52 条と、あと地方財政法 27 条によって、都道府県が行う場合には、その市町村において負担金を取りなさいということがなっておりますので、市町村が負担する金額については市町村の意見を聞いて、県議会のほうで議決をもらって 10%という取組がなされているところでございます。

○委員（木野田誠君）

土木のほうでこの霧島スマートインターチェンジのほうに、これもこの負担金及び交付金であります、これは国にするのかそれとも高速道路の企業にするのか。

○土木課長（笛田 純一君）

これにつきましては、NEXCO 西日本が実施している、一緒にですね、詳細設計業務委託がありまして、それに対する NEXCO 西日本への負担金でございます。パーセントはこれは事業の中の NEXCO が施工する面積、市が施工する面積というのを、詳細設計の中で割り振ってますので、その面積とスマートインターチェンジに関する道路の延長とかで負担割合を協議して決めております。

○委員（木野田誠君）

その使用料及び賃借料ということで、内容が書いてあるんですけども、ここをちょっと説明してください。

○土木課長（笛田 純一君）

使用料及び賃借料につきましては、スマートインターチェンジの出入口と東九州自動車道の本線にぐるっと囲まれている箇所が出てくるんですけども、そこに建設発生土を持込みをし、道路に必要な盛土を持ち込むために発生土を敷きならして締固めを行う費用として計上しております。

○委員（木野田誠君）

工事中の費用というような考え方でいいんですか。

○土木課長（笛田 純一君）

工事中の費用というふうなとらえ方でよろしいかと思えます。

○委員（木野田誠君）

それでスマートインターチェンジができて、恐らく国道 10 号線に接続されると思いますが、このインターチェンジから国道までの道路は市道という形になりますよね。確認です。

○土木課長（笛田 純一君）

今おっしゃった道路の区間は市道になっておりまして、小村新田 4 号線という名前がついております。

○委員（木野田誠君）

今般、辺地対策事業で木原～年之神線という道路を着工していただく段取りになりました。ありがとうございます。念願でありましたけれども、本来ならば木原～年之神線、最初一発でされる予

定だったと思うんですが用地買収の関係で中断されました。非常にこの間も道路の基礎が悪くて穴ぼこの修理に安田課長のところにはしょっちゅうお世話になったわけですが、今般こういう形でできるということになれば大分道路もちょっと広くなり、ありがたいことなんですが、ただ、一つだけそのあとに2、3百m残ってるんですよ。このところは坂道のところで、要するに離合に非常に困ってる場所になるんですけれども、ここの延長は将来的に含んでの今度の予算編成なのかどうかをお示してください。

○土木課長（笹田 純一君）

今おっしゃられた坂道の部分の延長は、ちょっと今把握してませんが、そちらについては、今のこの辺地事業の部分では含まれておりません。ただ、坂道の部分については一部用地が市の土地になってますんで、拡幅につきましては道路維持のほうと打合せをしております、そちらのほうで広げていくというふうになっております。

○委員（木野田誠君）

計画の中にあるということです。以前、この用地問題で非常にトラブった方もほかの人に売却されましたので「そこにもこういう形で計画もあるんだけど、そのときはちゃんと譲ってくいやんな」という話をしましたら「分かりました」ということで言うておりますのでぜひ進めていただきたいと思います。

○委員（前川原正人君）

先ほど建設政策課長のほうから、口述書の2ページになりますけれども、予算説明書の1ページです。この中で、未登記の整備事業ということで、それぞれ土地調査、そして事前調査ということで明記があるわけですが、どうしても年度内の消化がこれだけという理解でよろしいんですか。

○建設政策課長（丸山省吾君）

未登記につきましては、およそ毎年20筆程度で考えておりますので、これを目標にやっていきたいと思っております。ただいま、土地調査22件、事前調査17件。事前調査というのはあくまでも、今までの未登記の、どうして未登記になったのかとか、あと、今の現状や詳細の情報を得るために、調査士さんのほうで未登記の事前調査を行うことで、優先順位や処理方法を事前に検討したいという思いがあって、予算をつけているところでございます。

○委員（前川原正人君）

今度はこの未登記もいわゆる時効取得は行政の場合はないですけれども、全体でどれぐらいの未登記物件があって、これはもう一気にはできないというのはもう理解をしているわけですが、先ほどおっしゃったように大体20件ほどを予定をされていらっしゃるんですけど、大体全体的の未登記物件というのはどの程度あるのか教えていただけますか。

○建設政策課長（丸山省吾君）

未登記の件数なんですが、今まで合併前に540筆。合併後に、255筆は判明しまして合計795室ございました。その中で今まで491筆済ましておりまして、昨年の決算委員会ときには残り304筆ということで、答弁させていただいたところですが、現在6年度の途中でございまして、今完全に終わったのが9室なんですが、今処理を見込んで11筆ありますので、またそれが済んでくると、また件数は下がってくるんです。今現在は、2月末で分筆、所有権移転まで終わってますので、残り296筆が残っている状況でございます。

○委員（前川原正人君）

私は昨年決算委員会にちょっと欠席しておりますして申し訳ないです。いれば聴かなくてもよかったですでしょうけど、要するに、この未登記物件が296筆ということになって、今、頂いたわけですが、要するにまだこの筆数というのはまだ増える可能性がまだあるんですか。

○建設政策課長（丸山省吾君）

今、新規に増える件数としましては、18年度に合併当初、市町村で調査報告をしてるんですが、その漏れがあったりとか、あと、建設部以外の未登記が建設部に所管がなったとかありますので、毎年幾ら増えるとか、今年0ということはちょっと回答はできないんですが、そういうのが主な原因で増える可能性はあるということです。

○委員（前川原正人君）

それともう1点は、先ほどの口述書の4ページになりますけれど、令和6年4月1日現在の市道路線が、路線数が2,492路線と、総延長で約1,618kmということで先ほど頂いたわけですが、これはいわゆるこの里道ですね。これなんか、市道に認定をされると交付税の算定基礎に入っていくわけですね。でも大体1m当たり9万円程度ぐらい。いつもの毎年上限はありますけれども、市道路線認定という点でいけば、この予算の中で大体どれぐらいの、これはもう申請が出てきたりしなければ分からないし、できないという部分もあるんですけれども、本新年度予算の中で、市道路線の予定という点ではどのように変化をしていくというふうに見通していらっしゃいますか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

市道路線を確認に里道から格上げしたり、この間認定したところあります。ただ、それにつきましては、その後測量しまして、実際の幅員とかその市道の。それからまた算定をしていきますので、7年度に対しては予算的にはまだ算定されていないと思います。それからまた、ちゃんと測量した距離が決まりましたからまたしてしますので、ちょっと現在のところでは、7年度はございません。

○委員（前川原正人君）

了解しました。それと口述書の8ページになります。幹線市道整備事業費の特定財源の部分です。幹線市道整備事業の特定財源と、絡んでくるわけですが、負担金及び交付金、(仮称)霧島スマートインターチェンジに関わる経費として予算計上があるわけですが、これはもう財源的には特定財源ということになってはいますけれども、大体その負担割合ですね。市が全部払うということはないというふうに理解をするんですけれども、造ることは大いに結構なことですけど。要は今度は料金が発生しますので、その分の収受関係があるということは、その分は利益としてJHに入るという流れになると思うんですけど、このスマートインターチェンジの財源の内訳。工事請負費に対する財源内訳というのはどのように見込んでいらっしゃいますか。

○土木課スマートインター対策室室長（叶 和美君）

すいません。もう一度質問の内容をお伺いしたいんですけれども、工事請負費に係る負担金ということですか。

○委員（前川原正人君）

言葉足らなかったですね。要は工事請負費として、スマートインターチェンジの企業が1億6,900万円、今回予算が出てますよね。これは財源の措置ですよ。一般会計から出すんですけど、要は特定財源として例えば国が幾ら県が幾らとか、そういう割合があるんですかということです。

○土木課スマートインター対策室室長（叶 和美君）

負担金補助及び交付金につきましての補助につきましては、先ほどの笹田課長のほうでスマートインターの事業につきましては、NEXCOのほうと霧島市のほうで、今測量設計を行っているんですけれども、その中で、面積の負担割合とかが出てきて、それに伴って負担金が出てくるんですけど、今事業といたしましては、個別補助事業という事業と、その補助事業は、国庫補助が55%、社会資本整備総合交付金につきましては、50%の補助を頂いて、事業を進めているところです。

○委員（前川原正人君）

ということは、社会資本整備事業のほう50%、国庫補助のほう55%ですので、95%は出るよということになるんですか。ということは逆に言えば、霧島市は5%分については負担をしなけれ

ばならないという、そういう理解なんですか。

○建設部土木課長（笹田 純一君）

すいません、今の50%と55%なんですけれども、スマートインターチェンジに係る部分が55%ですね。あと、個別補助といいまして、先ほど質問がございました10号からスマートインターまでをつなぐ部分がアクセス部分と、接続部分の補助事業と二つ受けておりまして、その分で補助率が違っているということです。

○土木課スマートインター対策室室長（叶 和美君）

スマートインター事業に係る負担金の話でいきますと、先ほどアクセスする道路が小村新田4号線という市道があるんですけれども、そのアクセス市道の範囲が、アクセスする市道部分と、それと新たにできるスマートインターのアクセス市道から料金所までを含む区間になります。アクセス市道から料金所までの区間につきましては、個別補助事業という、55%の補助事業の負担割合の補助金を頂いて、負担金が決定していくんですけれども、あと、社会資本整備総合交付金のほうにつきましては、スマートインターチェンジができることによりまして、現在使われている市道を付け替えなければならない部分が出てきています。その部分につきましては、社会資本整備総合交付金事業のほうの50%の補助を頂いて事業を実施しているんですけれども、その二つを足して95%というわけではなくて、それぞれの事業を55%と50%で、負担割合に基づいた負担金が決まりまして、負担金を支払う形になっております。

○委員長（久木田大和君）

一旦休憩をします。

「休 憩 午前 9時45分」

「再 開 午前 9時45分」

○委員長（久木田大和君）

再開をします。

○委員（前川原正人君）

はい、分かりました。私がちょっと勘違いしていました。ごめんなさい。要するに、スマートインターチェンジだけではなくて、ほかの4路線も全部含んでこんだけのということで理解をしたところです。それともう一点は、予算説明資料の9ページになりますけど、この県単急傾斜地の崩壊対策事業の中で、いわゆるこれまでというか今までが、がけ地移転対策促進事業というのがありましたよね。予算には出てないんですけれど、その関連という点では、何ら、この予算とは関係はないということなんですか。

○建設部長（西元 剛君）

がけ地移転対策事業のほうは、住宅の関係のほうの事業になりますので、もう土木とは関係ない事業になっております。

○委員（藤田直仁君）

説明資料の3ページの長寿命化修繕事業のことなんですけど、今、市内には全体で幾つの橋があって、あとトンネルが今回は何か工事はないみたいなんですけれども、トンネルの数、あわせて、その不良というか、やらなきゃいけない箇所の数、それぞれですね。それと、6年度が一番直近の修繕できた数を教えてください。

○建設施設管理課主幹（桑幡孝志君）

市内の橋梁についてですが、全部で682橋あります。あとトンネルについては、3トンネルになります。進捗というか、修繕につきましては、毎年、5か年で全部の橋梁点検をしております、その点検の内容によりまして修繕が必要であるかないかの判断をしております。それで、点検の内容

によって修繕が必要な場合には、毎年修繕を行っているんですが、6年度は7橋行ったところです。あと、トンネルは、今、一つ、6年度でやっております。あと、今年度の実績としては、そういうところになります。

○委員（藤田直仁君）

そうすると、数が増えることもまだあるということですね。点検の次第では。今現在あと残り幾つ橋、トンネルありますか、作業しなきゃいけないところは。

○建設施設管理課主幹（桑幡孝志君）

先ほど言いましたように、毎年分けて5か年で全橋を点検するわけですが、その点検の内容によりまして、橋梁の補修件数が出てまいりますので、その結果によって次の年に修繕の設計をします。その次にまた改修をしていくというようなことになりますので、今、幾つというわけでなくて、毎年の計画、あと全体の長寿命化計画というのを持っておりますので、それについては段階的に年度を追ってやっているところでございます。

○委員（藤田直仁君）

来年はそうすると、トンネルは修理に入っていないみたいですが、トンネルはもう特にないということで理解してよろしいでしょうか。

○建設施設管理課主幹（桑幡孝志君）

トンネルにつきましては、先ほど3トンネルと言ったんですけれども、内訳が、空港の下を通っております隧道トンネル的なトンネルが2か所と、あと加治木のほうに向かいます小野浜トンネルの三つになりまして、改修がもう修繕のほうを今年度行ったのが空港第2トンネルといいまして、滑走路でいうと隼人側のトンネルになります。あと、溝辺側のほうのトンネルにつきましては、今年度、国交省のほうの航空局のほうで、一部滑走路の直下に当たるところの補強工事を行っております。その補強が終わった後に、残りの部分についてを、今のところであれば8年度にまた補修する予定で、トンネルについては三つですので、一応のところの補修は完了ということになります。

○委員（松枝正浩君）

先ほど、8ページのスマートインターチェンジの関係での工事の補助事業が二つ入られているということでありまして、例えば今既存で持っている資料で、図示したようなものがありますかね。この場所で、この補助事業を使って、金額が書いてあるというようなのが、ないと多分イメージがしにくいのかなと思うところでありますけど、お持ちであったら提出していただきたいんですけどいかがでしょうか。

○委員長（久木田大和君）

資料、提出できるものがありますか。休憩します。

「休憩 午前 9時52分」

「再開 午前 9時53分」

○委員長（久木田大和君）

それでは再開します。

○土木課スマートインター対策室室長（叶 和美君）

資料のほうは出せるかと思えます。

○委員（松枝正浩君）

あるもので出していただくということをお願いしたいと思います。部全体についてお聴きをしておりますけれども、財政課のほうから、令和7年度の予算編成方針が出されまして、歳入の確保、そしてまた、歳出の抑制、スクラップアンドビルド、部になじむかどうかもありますけれども、こ

の令和7年度の予算措置をする中で、工夫した点、ありましたら御説明いただけますか。

○建設部長（西元 剛君）

今おっしゃるように、資材単価や労務単価の高騰によってなかなか建設事業、難しい状況でございます。建設部の当初予算につきましても、年々厳しい状況となっております。その中で当然、防災や維持管理につきましても、必要な予算ということでしっかりと確保しているということでございます。また交付金などの有利な補助事業なんかも確保していきながら、また国の動向等もしっかりと確認していく予定でございます。またあと新設道路とか継続事業につきましても、なかなか要望は本当に多いんですけども、実際必要な路線なのか、またそういうのをしっかりと含めた見直しや変更、ローリングなんかも含めてしっかりとやっていきながら、また、優先度、工法等などを含めながら、今後事業をまた行っていきたいと思っております。

○委員（松枝正浩君）

補正予算でもありましたように、かなり国の内示の部分も当初予定していたものより落ちてきているということで、かなりの減額があるわけです。それで、先ほど部長の口述の中にもありましたように、12億8,754万8,000円という、この22%も減になっているのかというようなことで、非常にこの市民の生活に直結した部分ですね、その部分で、本当に大丈夫かなというのは危惧するところではありますけれども、補正でも申しましたように、市長から各省庁へ、要望をぜひこれは強くお願いをしたいなと思うところでもあります。それから、1ページの先ほど質問がありました、県への負担金、非常に少額な額で大きな事業をしていただけているということでありまして、大変喜ばしいのかなと思っておりますけれども、先ほど10%ということでありましたが、単純に、2,000万円の10%でいくならば、2億ということでありまして、2億で間違いはないのかお示ください。

○建設政策課長（丸山省吾君）

今御質問ありました件につきましては、2,000万円の負担金ということで、負担金の基本ベースが2億円でありまして、実際はちょっと端数が出てくるんですけども、そこを整数でして、ただこれが令和6年度の県への聴き取りですので、当然この間3月補正でも追加補正をさせていただいたと思うんですが、県の進捗によってまた増えたり減ったりする可能性はございます。

○委員（松枝正浩君）

それでは、3ページ道路維持管理事業について、委託料がもろもろ三つほど書いてありまして、1億1,000万円ということになります。まず、道路維持補修の業務委託、シルバーへの年間管理ということで1億1,000万円のうちの幾らなのか。そしてまた令和6年度が同じように1億1,000万円なのですが、内訳はちょっと分からない状況でありますので、令和6年度も幾らなのかということをお示し頂けますか。

○建設施設管理課主幹（前田裕明君）

1億1,000万円のうちに今年度のシルバー委託が4,147万円の計上としております。

○委員（松枝正浩君）

今の御答弁は、今年度というのは令和7年度という捉え方よろしいでしょうか。

○建設施設管理課主幹（前田裕明君）

6年度は3,970万円でございます。

○委員（松枝正浩君）

僅かですけれども上がってきているという状況になるわけですね。職員の方々もかなりこの道路の状況が悪くて、出勤というか、補修に回られたりしているわけです。このシルバー事業も当然あるので、あるときにはもうお願いをするという形ではあるわけですよ。そうなったときに、どういう状況なのかなというのが気になったところで、少し増えているので安心したところですけど、まだ増やすべきではないかなというのはこの道路状況からするところではあります。またこれ

は要求を続けていただきたいなど。苦しいかもしれませんが、要求していただきたいというふうに思うわけです。予算書の208、209で、修繕料が令和7年、2億142万2,000円ということで計上がなされているわけですが、令和元年度からの統計をとってみますと、予算ベースですけれども令和5年度までは2,000万円近くの修繕料の上乗せが、この期間でなされておりました、令和6年度が2億119万円ということでなっております。今年度の予算が先ほど申しましたように、2億142万2,000円ということで、あまり代わり映えがないのかなあというようなところを思うわけですが、専決処分もかなり出ている状況で、事故もあるわけで、当然それにかわる道路の工事というのなされているとも承知はしておりますけど、本来であるならば、まだ修繕料をつけて補修に当たるべきではないかなと思いますけれども、この辺のところでの計上の考え方、どのようなことで2億142万2,000円という計上になったのかお示しいただけますか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

委員のおっしゃるように、やはり、年々道路の舗装とかも傷んできたりするところがありまして、確かに修繕料としてはまだ要望したいところなんですけど、実際の予算をつくる中で、先ほどもおっしゃられましたように、できましたら、もう舗装で、きれいにしていきたいというところを重点的にしておりますので、やはり、そちらのほうとの兼ね合いしながら、ほかの修繕中でも舗装、あと道路の側溝とか、いろんなところがございます。その中で、そのこのところの分担を考えていく中では、もう、このような現状になっているところです。要望的なものはなかなか多いものですから、その中で優先度を考えながら、このような考えで行っております。

○委員（松枝正浩君）

本当に道路だけではないですけども、かなり交通量も多くなってきている中で消耗が起こっているわけでありまして。市内見てみると、市街地においては、穴があいている状況というのがかなり散見されておりました、補修もなされておりますけれども、言われたように舗装というのもしていく方向で、できればいいんでしょうけどなかなかその工事費の確保ができないとなると、やはり、補修に力を入れていくのかなというようなところもありますので、予算確保に向けてまた研究をなされながらしていただきたいなと思いますけれども、市道の延長が1,618kmということで、この予算でいきますと、キロ当たり12万4,488円というのがこの管理をする委託、メーター124円です。この辺の単価についても上げていくということを考えながら、事故が起こらないように努めていただく、負担もかなり職員の方々にもいっておりますので、その分を減らすためにも予算をつけていくということもあるのかなと思いますけど、部長いかがでしょうか。

○建設部長（西元 剛君）

先ほど少し答弁しましたが、当然、防災と維持管理につきましては、予算の確保をしっかりしていくということが原則でございます。ただ、財源にもやはり限度がありますので、そこをどんどん年々上げていくということはなかなか難しいところでもございますけれども、維持管理につきましては、当然必要経費になってまいります。その中で、本当に修繕しないといけないと、さっき言ったみたいに必要性とか、緊急性とかそこら辺をしっかりと職員のほうで確認をしながらやっていくというのが必要になってきますので、もうただ言ってきたところをやりましょう、やりましょうではなくて、きっちりと精査した中で修繕していくということで、今の予算で何とか今、年次的に計画を立てながらやっていける予算ということで予算計上をしているところでございますので、今後また検討していきたいと思っております。

○委員（前川原正人君）

先ほど口述の中でおっしゃった4ページになりますけれども、ちょうど中段のところですね。橋梁長寿命化修繕事業の2億円のうち、委託料7,700万円ということで、これは橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、今回も予定をされて計画をされているわけですが、今全体で大体682橋梁ですかね、

全体が。霧島市内の。これが、一応計画を見てみると令和15年、2033年までが一つの目安として計画があるわけですが、逆に言えば、老朽化はやはり進んでいくわけですね。そうすると、当然特定財源という点では、市だけの問題ではなくて、国県の支出金あたりも当然活用していかなければならないというふうに考えるわけですが、その辺についての見通しという点ではどうなんでしょうか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

おっしゃるように橋梁長寿化事業も橋梁も年数がたつて 50 年以上の橋とかが増えてまいります。ただ、平成 23 年から行ってございまして、かなり段階的に 1、2、3、4、5 とありますけど、その中で修繕をしないといけない橋っていうのを順次修繕を行っております。そして 5 年に 1 回点検を行いながら、その中で、また、年数が経って古くなっていく橋もありますけど、現在、これが令和 6 年 3 月現在で 2 回目の橋梁点検をした中では、682 のうちに、49 橋は判定 3 以上ということで補修をしないといけないというのが出ておりますので、現在それをまた行っていきますけど、確実に少なくなっております。そのために国の予算も活用しながら、なるべく橋を判定が少ないところを修繕を進めていきたいと、少しずつ少なくなってきたので、その効果が出ていると思います。

○委員（前川原正人君）

大いにやらなければその危険な橋になればですね、やはり市民の皆さんへ影響が出てきて、その分を、やはり何も無いのが 1 番ですよ。賠償補償とか必ず出ていきますので、財源の目安としては、国県の財源で、ある一定程度は期待ができるという、そういう理解でよろしいですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

橋梁長寿化事業につきましては、現在のところ国のほうの補助のほうがありますので、それを活用する、現在そういう国のほうもやはり現在悪いところ、橋梁とかそういうところのいろいろなメンテのほうに力を入れておりますのでそれを活用しながら行っていきたいと思っております。

○委員（野村和人君）

道路維持管理事業についてお聞かせ頂きます。先ほどから松枝委員のほうからもありましたけども、路面の維持に関して今先ほどありましたけども、道路維持の中で、除草とか、枝落としとか、そういったものの管理のほうについてもこの部分だとは思いますが、この道路維持作業員の方々、そしてまたシルバー人材に委託されたり、それから道路アダプト制度、それから状況に応じては業者に発注とかいう 4 パターンに分かれるのかなというふうに思いますがそのほかこのような形、4 パターンということでもよろしかったですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

おっしゃいますように、まずできる場所の草払い等についてはシルバー人材センター、それと、市とあとうちの作業班、それと、道路アダプトの事業でしていただける場所、で主になっております。それと言われました業者も確かに木なんかの高いところでちょっと届かない、やはり機械が必要などころについては、業者に委託をしております。以上です。

○委員（野村和人君）

やっぱり市民の方々もよく、要望等出される場所であって、それでいて、なかなか追いつかないところがあったりとかする場所も現実なのかというふうに思います。この 4 パターンの中から、感覚的世界でいいと思うんですが、経費面も含めて、どちらのものを多めにやっていってこちらのほうを少なめにやっていきたいとか、そういう方針があらわれましたら教えていただけませんか。

○建設部長（西元 剛君）

基本的にはですね、伐採、個人の山から出てきてる、雑木等につきましては、個人で管理をしていただくというのがもう原則になっております。ただ、どうしても手が届かない個人の方でなかなか

か難しいところは、市のほうで、通行に支障があるとかですね、市のほうで管理しないといけないということになっておりますので、やっておりますけれども基本的には草払い、道路敷の草払いについては、市の管理でございますのでそこはしっかりと管理していく必要があるかと思えます。ただ、先ほど言ったように財源もありますので、国のほうに、国道県道につきましても、今、なかなか先ほど言われましたように財源もなかなか行き届かないということで、年2回していたところ年1回にしますよとか、そういう広報をしながら、住民の方に理解を得ながらですね、やってるところもございますので、その辺は予算確保もですけれども、住民の方々の御理解を頂きながらしっかりと維持管理は、継続的にやっていきたいと思っております。

○委員（野村和人君）

維持管理をしっかりとやっていくために、どの手法、4パターンの中のどの手法を優先にしていきたいというふうに考えてらっしゃるか。

○建設部長（西元 剛君）

基本的には、草払いが管理者である、道路管理者である責任として草払いがまず大事だと思っておりますので草払いをしていきたいと思っております。

○委員（野村和人君）

草払いの手法について教えていただきたい。

○建設部長（西元 剛君）

手法は先ほど言ったようにシルバー人材センターと道路アダプト、住民の方の理解を得ながら、道路アダプトも、またどんどんどんどん広げていく形で、そういう手法もあろうかと思えます。ただ、予算をどんどん確保すればいいというものではありませんので地域の方々の御理解をしっかりと得ながら、草払いも完了していければと思っております。

○委員（野村和人君）

なかなか伝わらないのかなという感じなんですけども。草払いを進めていく中でそれ確かに年に1回っていうお願いするときもあったりもする現状になってしまってます。そうではなくて、効率的にするために、どのパターンを優先しながら、実質上、職員の方々、道路維持のこの4名の方々が一生懸命暑い中も寒い中も頑張らっしゃるのは分かってるんですけども、そういう方々がどこまでやっていけるのかなというふうに思いながらも、どの発注形態が効率的であるのかということを知りたい。

○委員長（久木田大和君）

一旦休憩をします。

「休 憩 午前10時11分」

「再 開 午前10時12分」

○委員長（久木田大和君）

再開します。

○建設部長（西元 剛君）

道路の維持管理につきましては、まず道路アダプト制で住民の方の理解を得ながらやっていく制度もございますので、そういう制度をしっかりとまず有効に活用していきたいと思っております。

○委員長（久木田大和君）

委員の皆様申し上げます。発言の要点をまとめて発言をお願いいたします。

○委員（塩井川公子君）

よろしく申し上げます。私はこよなく丸岡公園を愛しております。それで、実はですね、丸岡公園のゴーカートとかいろいろ整備がされていく、住民の方も大変喜んでいらっしゃるんです。その

中で、この4、5年ほったらかしにされてる部分があるんですね。それはどこかといいますと、丸岡公園に入る右手の展望台の件なんですけど、安田課長よく御存じだと思います。ちょうど右側の部分が、県道が入ってるんですけど、やぶだらけになってその一角だけが、手をつけられてないんですね。なぜかという、支所のほうに行きましたら、これは県の部分だ、県のほうにも行きまして、話を得々と話をしましたら、これは、市のほうだと言われまして、すごく動くのに、現実を知るのになかなか時間がかかりました。それで、これから丸岡公園はすごくきれいになっていくっていうのを皆さん思ってもらっちゃる。何で塩井川さん、あそこだけほったらかしにされてるんですかと、もう多くの方がおっしゃいますので、何回かお話をしに県のほうに行ったんですけど。

○委員長（久木田大和君）

塩井川議員、事業内容を、どこに関する予算の質疑かをお願いします。

○委員（塩井川公子君）

5ページです。

○委員長（久木田大和君）

予算に関しての質疑をお願いします。

○委員（塩井川公子君）

その分を安田課長御存じですので、ぜひ早急をお願いしたいんですが。いかがですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

おっしゃいましたように、塩井川議員のほうも来られてお話お聞きしました。あの部分は、ちょうど草が生えてる部分につきましては今言われたように県のちょうど敷地になりますので、県のほうにはこれからまたお願いをしていきたいと思っております。

○委員長（久木田大和君）

予算に関する質疑をお願いいたします。

○委員（有村隆志君）

簡単にいきますんで、まずですね、2ページの道路維持改良事業の国分広瀬11号線ということで、もう、場所が分かりにくいので、あとでこの辺だという図を頂ければ、よろしく。隼人塚1号線、これなんかもできれば図でください。それから、道路施設防災安全対策事業というのがございまして、道路施設の老朽化や自然災害に、ということで、4ページですね、4ページの1億5,000万、ここでちょっと気になるのが、市内には県道があり国道があり、いろいろあるわけですけども、その中で、私の近くでも県道で、何て言うんすかね、安全柵っちゅうかな、ポールがあるんですけど、それなんかも犬がフンするもんだから腐って、もう、落ちてるわけですよ。そういうのは、市じゃ、市道じゃないから管理しないよということなのか、住民が、いろんな意味で、市の責任ちゅうか、そういうのは関係ないから、いつもよく言うんだけど、職員の人はセンダンの木を切るぐらいの鋸を1本持つとくと、そしたら、ちょっと出て切れるんじゃないかと、そういうかねての、そういったものの考え方を、部長、部としてそういうことは指示はされてないのかなと、いつまでもそんな感じを見受けるんですけど。

○建設部長（西元 剛君）

当然支障があるところで気づいたところにつきましては、市の責任というか、市のほうからか、基本的には管理者がおりますので、やはり管理者に通報するというのが原則になっておりますので、市でそれを県道だから県道のところを市で補修するということはないですので、しっかりとそこら辺は管理者のほうに通報するような報告するような形で協議をさせていただいております。

○委員（有村隆志君）

ぜひそういうふうに、本当に先ほど野村委員からもありましたけども、道路でこんな高い木、下ばっかし見てるけど、実際はもうバスも通らんぐらいに木が生えてて、小学校の子どもたちのお出

迎えのバスがどこを通っていかうかっていうそっから悩んでる状況がありますよ。そういうのも含めて、市民が通る道路は管理していただくということはお願いしたいんですが、どうですか。

○建設部長（西元 剛君）

市内の道路につきましてはそういう支障があるところにつきましてははですねしっかりとパトロール等も含めまして、支障があるところについては管理をしていくということが原則になります。ただ先ほど言いましたようにそこら辺で県道国道、いろんな道路の種類がございますので、道路管理者のほうともしっかりと協議をしながらですね、対応していきたいと思っております

○委員（藤田直仁君）

すいません再度、橋梁の長寿命化計画についてもう1点聴きたいことがあるんですが、先ほど来霧島市全体には682の橋がある、もちろんこの橋って一言で言っても、大きな大型が通るような橋から、生活道路と言われるような生活橋っていいのですかね、そういう小さな橋までであると思うんですが、それもそれぞれやっぱり住民の方々が使ってらっしゃる橋であれば、簡単には撤去というのはできないだろうとは思うんですけれども、場所が立地的に近くて本当に利用が少ない橋とかいうのはもう多分、682もあればあるだろうと思うんですね。維持管理をするだけっていう考えだけではなくて、当然省いていかなきゃいけない橋っていうのもやっぱり財政負担のことを考えればあろうかと思うんですが、今現在そういう計画、その検討とか計画があるのかをお知らせください。

○建設施設管理課主幹（桑幡孝志君）

先ほど申しましたように、橋梁点検を行っていく中でですね、もちろん集約撤去という言葉になるんですけれども、撤去を可能であるかないかの検討というのはしております。長寿命化の全体の計画の中でですね、今のところ候補としては8橋ほどあるんですがこれは地域の方の理解等がどうしても必要でありまして、その撤去に対しては、補助になる検討はできております。補助になる対応にはなっておりますけど、なかなかまだ撤去する橋梁を、住民の方々には説明はまだ今からというところがあります。あと、この場を借りて修正をさせていただきます。先ほど藤田さんのほうからありました、6年度の橋梁の補修実績ですが、私7橋と言いましたがちょっと間違いで12橋でございます。すいません。訂正させていただきます。あと、先ほどの前川原さんのほうの橋梁長寿命化ですけれども国庫補助事業は55%の補助がついておりまして一応この事業については橋梁長寿命化が続く限りは、ずっと申請をしていきたいと思っております。

○委員長（久木田大和君）

先ほどの有村委員の道路維持管理事業の、すいません道路維持改良事業の、事業の図と説明のようなものの資料があればということでしたので、もし出せるようであればその答弁とまた資料の提出をお願いできればと思います。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

工事の箇所につきましては後ほど資料を提供いたします。

○委員（藤田直仁君）

今8橋ほどそういう計画ちゅうか、試案してるところがあるというふうに聞いたんですが、具体的には何年度からやろうとかいうところまで話が進んでるんでしょうか。もしまずいのであればいいんですけれども、もしよろしければ御紹介ください。

○建設施設管理課主幹（桑幡孝志君）

先ほど、8橋と申しましたがこれはまだ具体的にちょっと表現は差し控えたいと思うんですけど、地区でいうと隼人地区にも1橋ございます。あとは牧園でしたかね、そういうところ、すいません。

○委員（木野田誠君）

関連でこの8橋についてお伺いしますけども、住民の意向を聞いてということでありましてけれども、橋の安全性と住民の意見、どちらを優先して、結論付けられますか。

○建設施設管理課主幹（桑幡孝志君）

今、検討している8橋ですが、先ほど議員のほうからもあったように、近くに新しい橋梁等が整備されている旧橋的な扱いになっているもの、あと、維持管理上の高額であって、架け替えないといけないような歩道橋ですね、歩道専用橋が近くに残っている場合とかそういうのに対しての集約を考えております。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

ちょっと今補足しますけど、集約撤去とか調査をいたしまして、やはりその中で、現在、そこを通ると危ないというわけではないのですが、やはり、この橋に対しましては、先ほども言いましたようにすぐ横にまた近くに橋があったりとか、新しい橋があったりというところも多分あると思います。そういうところに対しましては、やはり、もうそのやはりでもあるところをすぐに撤去とかもしなりましたらば、近く地区の住民の方々やっぱり歩いて行かれる方が不便を感じると思いますので、そこにつきましては十分と橋の利用率とかいろんなことをずっとしながら検討していきたいと思います。

○委員（前川原正人君）

予算説明資料の6ページになります。この上の1段目のところですけど、プロポーザル方式で遊具選定の更新をしていくのだということ、業務委託で予算計上があるわけですけども、城山公園ほか3公園というのはどこになるのですか。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

現在、予定しておりますのが隼人の公園なのですが、稲荷山公園、それから町後公園、それから国分地区になりますけど正覚寺公園ということで予定しております。

○委員（前川原正人君）

今度プロポーザルとなると、当然、発注者選定をして、その中で一番質のよい業者さんを選定をして、そして、並びに価格帯の検討が進められて決まっていくというふうに思うのですが、新年度予算としてプロセスとしてはどのような流れで大体いつぐらいを目途に完成というか、更新が完了するというふうに想定をしていらっしゃるのですか。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

今現在の予定でございますが、大体7月頃にプロポーザルの募集をいたしまして、提案を8月に頂いて、選定委員会を開きまして、8月末ぐらいに予定としては発注というような形に持っていきたいなと思っております。今、申し上げたとおり最初の公募の段階で、一応こちらの予定金額ということでお示しをいたしますので、その金額内でベストな提案というのを業者さんが持って来られて、その内容を選定委員会で審査するという流れになります。

○委員（前川原正人君）

一番懸案事項というのが、もう皆さん同じその角度で見られていると思うのですが、物価高騰ですよね。物価高騰の部分がどういうふうに収まっていくのか、どのようにこの増減、減るのか増えるのか、いまの現状維持なのかじゃもうそのときにならないと分からんわけですけども、やはりその辺の部分についての融通といいますか、ある一定程度の物価高騰等に対する対応というの、当然考慮しながら、そしてそれに対する対策というのとつながらという理解でよろしいですか。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

今回、物価高騰ということで状況的には非常に厳しい状況であるとは思いますが、うちとしましては予算というのがやっぱりございますので、予算の範囲内でも別なものを選択していくという方向でしかちょっとできないかなというふうに思っております。

○委員（野村和人君）

口述には触れられなかったのですが、ポンチ絵の21ページに公園施設無料開放事業、城山公

園と丸岡公園、20周年記念事業なのですけど、こちらについても所管だと認識してよろしいですかね。こちらのほうが11月9日の無料開放というふうになってまいす。所管外なのですが、神話の里公園については、11月1日から9日というふうになっております。こちらお互いにお話合いの協議の経緯があったかどうか確認させてください。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

うちの建設施設管理課の所管となりますと、都市公園ということで、丸岡公園と城山公園が一応対象となります。で、この二つにつきましては、事前に両指定管理者と協議をしながら進めてまいりましたけれども、商工観光施設課が管理します今おっしゃった神話の里につきましても、リフトのほうがございます、これについては方針とかについては、事前にちょっと協議をしております。ただ、お客さんの体系とか利用の方法なんかがちよっと違ったりしますので、ちよっと向こうところらは多少やり方が変わっている部分というのはどうしてもあるのかなというふうに思っておりますが、そのようなことでちよっとやり方が変わったということになります。

○委員（野村和人君）

恐らくこの11月9日ってかなり微妙な日のような気がしているのですけども、そこも含めて、市民の方々って同じ公園になると思います。告知方法について十分御留意頂きながら、告知いただきたいと思います。お願いします。

○委員（川窪幸治君）

ちよっと関連になるのですけども、ポンチ絵の21ページの城山公園、丸岡公園と書いてあるのですけども、城山公園のゴーカートが無料になる、シャトルバスを出すというような事業なのですけど、丸岡公園のほうはゴーカートが完成するのですかね。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

丸岡公園のゴーカートのコースの延伸っていうのをいたしておりますけれども、一応完成が6月末になっております。ですので、一応7月から使えるという状態になるというふうに考えております。

○委員（川窪幸治君）

ということは、丸岡公園のほうでも同じくゴーカートを使用して楽しんで頂けるというような認識でよかったですか。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

そのように考えていただいて結構でございます。

○委員（川窪幸治君）

こちらのほうに、ポンチ絵のほうにもその説明はちよっとなかったように感じますので、書いてあります。失礼しました。20周年の記念事業ですので、しっかりやっていただきたいと思います。

○委員（松枝正浩君）

先ほどの質疑の公園の関係、プロポーザルの関係でちよっと確認を1点させてほしいのですが、様々に市内には公園がありますけれども、この三つの公園を選別するに至った経緯、たくさんある中から、なぜこの三つだったのか御説明いただけますか。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

先ほど来、橋梁とか、ほかの部門でも話が出た長寿命化計画というのが、実は公園のほうでもございまして、一応その公園の長寿命化計画の更新計画のほうに基づいて決定をしたというふうに御理解いただけると助かります。

○土木課スマートインター対策室室長（叶 和美君）

前川原議員のほうから御質問がありました、霧島スマートインターチェンジの負担金補助及び交付金の件についてですけれども、先ほど、資料のほうを配付させていただいたのですけれども、こ

ちらのほうで改めてちょっと御説明させていただきたいのですけれども、資料の赤い着色がかかっている南北のところ、市道の小村新田4号線という路線になりまして、この赤い南北に延びたところから、東九州自動車道の北側と南側に東西に赤い線が延びている部分があるかと思うのですけれども、この部分がアクセスの市道から料金所までにかかる部分になりまして、ここの部分をランプ部という形で、表現しております。本線の南北の部分については、アクセス分というふうに言われておりまして、今回御質問のありました負担金補助及び交付金に係る部分につきましては、スマートインターチェンジのこの赤いランプ部の部分と、それと青い着色がかかっています小村新田1号線という路線と小村新田5号線という路線が、社会資本総合整備交付金のほうで、事業実施予定となっております。ランプ部と青い小村新田1号線と5号線に係る部分がネクスコへの負担金を支払うための対象となる箇所となりますので、南北のアクセス分につきましては、こちらはNEXCOの負担金ではなくて、霧島市が主体となって行う事業となりますので、55%の補助を頂いて霧島市で実施する部分になります。

○委員（前川原 正人君）

今のほぼ分かりました。ただ、55%の補助と50%の補助だと。プラスすると95%になりますよね。だから、いやごめんなさい。なので、これはもうあくまでも補助でもこれだけ来ますという理解でいいですよ。

○委員長（久木田大和君）

休憩します。

「休憩 午前10時34分」

「再開 午前10時37分」

○委員長（久木田大和君）

再開します。

○委員（前川原 正人君）

理解ができました。要は、NEXCOに発注をして、そして、その分のNEXCOが受けて発注をする。その分の負担金として霧島市が負担金を支出をするということによろしいですか。

○土木課スマートインター対策室室長（叶 和美君）

そのような形になります。

○委員（前川原 正人君）

先ほど言い忘れましたが、いわゆる補助裏ですよ。補助は55と50ということになってますが、補助裏についてはどのようになっていますか。

○土木課スマートインター対策室室長（叶 和美君）

補助裏につきましては、道路整備事業債。それと、その他財源として特定建設事業基金の繰入金という形になっております。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで建設政策課、建設施設管理課、土木課の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時38分」

「再開 午前10時53分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、建築住宅課、建築指導課、都市計画課、区画整理課の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

建築住宅課に関する令和7年度一般会計予算について、ご説明いたします。予算説明資料11、12ページ、予算に関する説明書は220、221ページになります。(款)8土木費(項)6住宅費(目)1住宅管理費 住宅管理費6億7,406万1,000円のうち、主な事業として、「市営住宅浄化槽改善事業」は311万7,000円で、合併浄化槽への切り替えや下水道への接続を行い、放流水の改善を図るものです。委託料は横川地区の馬渡住宅の合併浄化槽への改修工事の設計業務委託です。負担金補助及び交付金は、合併浄化槽から下水道へ切り替えた隼人地区の住吉団地の受益者負担金です。「市営住宅維持管理事業」は2億9,073万円で、修繕料は80万円以上の修繕、委託料は指定管理者制度による管理業務委託、市営住宅跡地の草刈業務委託などほか、溝辺地区の十文字団地の給水設備改修に係る設計業務の経費です。「市営住宅改善事業」は1億9,897万3,000円で、委託料は国分地区の大野原団地13号棟及び隼人地区の川原団地1号棟の個別改善の設計業務委託です。工事請負費は、国分地区の大野原団地9号棟及び10号棟の個別改善工事です。「老朽住宅除去事業」は2,306万7,000円で、用途廃止団地などの中で退去済み住宅について、解体工事を行うための委託料と工事請負費です。その他、老朽住宅からの移転補償費25戸分を計上しています。「住宅使用料収納事務」は583万6,000円で、主なものは会計年度任用職員の報酬、収納に係る通信運搬費、明渡し訴訟に係る手数料などのほか、歳入確保のための収納対策強化を目的とした住宅使用料収納等業務委託の委託料です。住宅使用料については、6億1,174万5,000円を見込んでいます。「住宅新築資金等貸付事業」は3万5,000円で、住宅新築資金等の償還回収に係る通信運搬費などです。住宅管理費の特定財源について、国県支出金7,831万円は、社会資本整備総合交付金7,792万3,000円、住宅新築資金等貸付事業費38万7,000円です。その他財源5億9,575万1,000円は、市営住宅使用料、駐車場使用料などです。次に、予算説明資料12ページ、予算に関する説明書は262、263ページになります。(款)11災害復旧費(項)2公共土木施設災害復旧費(目)2住宅施設災害復旧費 「現年住宅施設災害復旧事業」は300万円で、災害により被災した市営住宅の原形復旧を行うための修繕料と委託料です。特定財源のその他財源300万円は、住宅火災共済給付金です。

○建築指導課長（山田拓也君）

建築指導課に関する令和7年度一般会計予算について、ご説明いたします。予算説明資料13～14ページ、予算に関する説明書は204～207ページになります。(款)8土木費(項)1土木管理費(目)2建築指導費 建築指導費1,510万2,000円のうち、「建築確認審査・検査事務事業」の385万円は、建築基準法の規定に基づき建築主事を置き、建築物に関する関係法令への適合について、審査・検査を行うための経費です。「建築物耐震改修促進事業」の236万円は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、現行の耐震基準が施行される前に建設された木造住宅の所有者が実施する耐震診断及び耐震改修の費用の一部を補助するための経費です。「民間建築物アスベスト等対策事業」の25万円は、民間建築物の吹付アスベスト等の有無を確認するための分析費用の一部を補助するための経費です。「空き家等対策事業」の864万2,000円は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家等対策協議会の開催経費や空家の所有者特定調査などの委託及び空き家等解体撤去工事補助を行うための経費です。建築指導費の特定財源について、国県支出金は、社会資本整備総合交付金など474万5,000円、その他財源は、建築確認申請等手数料等で365万5,000円を計上しています。

○都市計画課長（秋窪達郎君）

都市計画課に関する令和7年度一般会計予算について、ご説明いたします。予算説明資料15ページ、予算に関する説明書は216、217ページになります。(款)8土木費(項)5都市計画費(目)

1 都市計画総務費 都市計画総務費 1 億 1,347 万 3,000 円のうち主な事業として、「都市計画区域及び用途地域の見直し検討事業」の 3,245 万円は、都市計画法第 6 条に基づく都市計画基礎調査業務委託等に係る経費を計上しています。特定財源は県支出金 1,620 万円で、都市計画基礎調査委託金です。次に、予算説明資料 15 ページ、予算に関する説明書は 216～219 ページになります。(款) 8 土木費 (項) 5 都市計画費 (目) 3 街路事業費 街路事業費 7 億 7,413 万 4,000 円のうち主な事業として、「都市再生整備計画事業」の 6 億 2,335 万 8,000 円は、国分中央地区における回遊性や安全性の高い市街地環境の形成及び隼人駅周辺地区における駅東西のネットワークや快適な駅前空間の構築を図るための経費です。このうち、委託料は、霧島市民会館前広場の設計及び隼人駅東西自由通路の工事施工委託等に係る経費であり、工事請負費は、犬追馬場線の道路整備や隼人駅東西自由通路の照明整備等に係る経費を計上しています。「街路整備事業」の 1 億 1,514 万 2,000 円は、工事請負費が日当山線の道路整備に係る経費であり、公有財産購入費と補償補填及び賠償金は、新川北～福島線外 1 路線に必要な経費として計上しています。街路事業費の特定財源について、国県支出金 3 億 8,850 万円は、社会資本整備総合交付金、道路交通安全施設等整備事業補助金及び防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金です。地方債 3 億 2,540 万円は、合併特例債及び都市計画事業債です。

○区画整理課長 (岩元龍己君)

区画整理課に関する令和 7 年度一般会計予算について、ご説明いたします。予算説明資料 16、17 ページ、予算に関する説明書は 216、217 ページになります。(款) 8 土木費 (項) 5 都市計画費 (目) 2 土地区画整理費 土地区画整理費 6 億 478 万 4,000 円のうち主なものとして、「住宅市街地総合整備事業」340 万円は、修繕料と委託料で建物再調査業務委託などに係る経費を計上しています。「麓第一土地区画整理事業」は 3 万 1,000 円で、清算金の交付を行うための、役務費と補償補填及び賠償金を計上しています。「浜之市土地区画整理事業」は 1 億 4,285 万円で、委託料は、都市計画道路浜之市線(国道 10 号)附帯工事契約外の経費で、工事請負費は、宅地整地工事の経費です。また、電柱移転補償外の経費として補償補填及び賠償金を計上しています。「隼人駅東土地区画整理事業」は 3 億 8,825 万 1,000 円で、委託料は、建物調査業務委託外の経費で、工事請負費は、道路・宅地整地工事外の経費です。また、建物等移転補償外の経費として補償補填及び賠償金を計上しています。土地区画整理費の特定財源について、国県支出金 9,485 万 6,000 円は、社会資本整備総合交付金及び県補助金の公共団体土地区画整理事業費等です。また、地方債は、都市計画事業債 7,110 万円を、その他財源として保留地処分金等 4,679 万 4,000 円をそれぞれ計上しています。次に、予算書 8 ページ「第 3 表 債務負担行為」です。「都市計画道路浜之市線(国道 10 号)工事委託」に係る債務負担行為の設定について説明します。当該債務負担行為については、浜之市土地区画整理区域内の都市計画道路浜之市線(国道 10 号)の整備を、国土交通省へ工事委託して行うために設定するものです。期間は令和 8 年度から令和 11 年度まで、限度額は 7 億 8,100 万円としています。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長 (久木田大和君)

ただいま説明が終わりました。質疑の際は議案番号もしくはページ数等を伝えてから発言をお願いいたします。これから建築住宅課、建築指導課、都市計画課、区画整理課の質疑に入ります。質疑ありませんか。

○委員 (松枝正浩君)

それで建築住宅課のほうにお尋ねをいたします。これは 12 ページ住宅使用料収納事務ということで委託料、市営住宅使用料の収納等業務委託ということで昨日教育部の審査をしたわけですけども、ならって予算措置されたということでもあります。設定されております 207 万円の算出根拠お示しいただけますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

委託料 207 万円の根拠について説明します。過年度分の一部を徴収する業務としまして、委託する債権額を約 3,000 万円予定しております。そのうち回収見込み、想定ですけれども、25%に当たる 750 万円を徴収できるのかなと考えております。そのうち、750 万収納した場合に成功報酬として、そのうちの 20%、2 割を支払うというようなことで 165 万円を見ております。それ以外に弁護士費用、訴訟に入った場合のことを想定してございまして、3 件分の裁判費用ということで 42 万円、合わせて 207 万円を計上しております。

○委員（松枝正浩君）

3,000 万円が一部ということでありまして、全体額が幾らで例えばその 3,000 万円の計上というのが何十万とか以上とかという設定がなされているのか、額をお示しいただけますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

全体額で 1 億円ぐらいの過年度分がありまして、そのうちの 3,000 万円を今回委託するということになります。今回徴収する中で選定基準というか、そういうものは一応 10 万円以上のものを想定しております。

○委員（松枝正浩君）

分かりました。先ほど区画整理の口述の中で債務負担を 8 年度から 11 年度までということでありましたですけれども、工事の概要ですね、どのような工事の内容になるのかということをお示しいただけますでしょうか。

○区画整理課長（岩元龍己君）

先ほど口述でも申しましたように、国交省へと、国道、延長的に 660m ほどございますが、この分の限度を含めた幅員 18m の道路を国交省委託する工事でございます。内容としましては、現在の拡幅分、約半分なんですけど、そこについて、市のほうで歩道の工事をしたり、道路の下の置き換えをしたり、それと道路を横断する排水路等を先行して市のほうで行っております。それ以外の完成ですね。およそ A Z から区画整理まで広い道路ができたと思うんですが、そういうイメージの完成形の工事を全て国交省へ委託して行う工事になります。区間については、223 号の交差点から、A Z から区画整理において完成してあります。そこまでの間、先ほど言いました L = 660m 程度の事業になります。

○委員（有村隆志君）

建築住宅課、市営住宅の説明資料の 10 ページの住宅改善事業で大野原が出ているわけですけども、今これで、今回のやつで、全て終わる。あと何棟残るんですか。今これをのけたほかで。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

大野原団地が全体で 13 棟ありまして、今回終われば 12 棟が終わるということになります。もともと大野原団地は最初 12 棟を造っておりまして、昭和 60 年代にもう一棟別で遅れて造っておりますので、今回、最初に造った 12 棟は全て、今年、7 年度の工事で全て個別改善が終わるということになります。

○委員（有村隆志君）

あと 1 棟残ってるというのは一番奥のやつですね、13 棟。分かりました。それで、この事業の中できれいにさせていただいて、便利なところなんですけども、場所的にもですね。この電灯は LED してきているのか、階段に電気つけてますよね。よく僕らも行ったときに、電気をこまめに消すようにしている。というのは、電気代は住民が皆さんで分担して払うわけです。そこら辺はどうなってます。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

個別改善工事におきましては、室内の照明を変えております。ただ室内の照明というのは、洗面

所とか台所の流しの上とかというところしか市で設置した、浴室の中もありませんので、そこについてはLED化をしております。階段とかそういうところについては、今回の工事に入っておりませんので、LED化はしていないんですけれども、外灯などは壊れた際には、LEDに変えたりということも行っております。

○委員（有村隆志君）

せっかくされてるので、この大規模にあるときだけではなくて、今普段に使っているところでもLED化できるものには、何かしたほうが、その分負担が減るし。というのは、各公民館には使っているよという感じでその電気代も払ってよということをやってらっしゃるので、やはり同じようにそういうのもあっていいのかなと思うんですけど、そこら辺はどのように考えてますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

現在は壊れたりというところを中心に外灯替えています。今、外灯を替えた場合に、新しい製品というか、LEDにしておかないと製品がもうなくなりますので、交換する分には新しいLEDに変えております。ただいま委員おっしゃったような、計画的にこことここを今年度やっていきましょうとか、そういう計画はまだ立てていないところで、壊れたところを順次やっていっているということです。今後そういうところも計画的にやっていく必要があるのかなというところは思っていますが、今後検討していきたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

建築住宅課のほうにお聴きをしたいと思うんですが、やはり結構な年数がたって維持管理費というのは避けて通れないわけですが、やはりこの公共施設マネジメント計画にのっとった施策ということで理解をするわけですが、ただやはり一番の問題はいわゆる政策空き家ですね。DVを受けたりとか、災害に遭ったときのための住宅を供給するというのが前提があるわけですが、今市内で政策空き家というのはどれぐらいになるのかですね、お示しいただけますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

現在、政策空き家、入居させていない住宅ということでありますと737戸。これは、用途廃止のための政策空き家であったり、ちょっと事故物件だったり、改修に非常に費用がかかるというようなものになっております。

○委員（前川原正人君）

何が言いたいかという、やはりスクラップアンドビルドなんですけれど、要は老朽住宅というのはもう昭和30年代にできた住宅もあるわけですね。そうすると跡地の利用ですね。これが行政財産のままだと行政内では、跡地利用の用途も限られていくわけですが、これは普通財産になるとまた幅が広がっていくわけですね。だからそういう議論というのはどうなんですか。財政部局だったり、企画政策だったり、様々全庁的な議論が当然必要になってくると思うんですが、その部分についての議論は進められていると思うんですが、それについてはどのようになっているんでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

現在、建物を壊した更地については、まず、庁内で公共的に利用できるということは、所はないかというところで、庁内的に利用するところをまず、調整といいますか、全庁的に聞いて、何か使いたいというところはないでしょうかというところで聞いて、それでもなければ、売却をするというスタンスになっておりますので、この住宅をどうしますかという集まって協議をすることはないんですけれども、この住宅を公共的に使いたいところはありますか。なければ売却しますというような協議は行っているところです。

○委員（前川原正人君）

それともう一つは12ページになりますが、先ほどありました大体1億円のうち3,000万円が回収

見込みであろうということでおっしゃったんですけど、要は先日の補正予算の中でも、若干触れましたけれども、要は今度は相手の側が裁判をこっちが起こす、そして控訴した時の費用等も当然出てくるわけですね。すんなりいければそれで終わりなんでしょうけれども、要は控訴費用や控訴を相手が出した場合の費用もこの中には入っているという理解でよろしいですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

すいません。まず1点、先ほど、1億円ぐらいの債権があって回収できる見込みが3,000万円ということではなくて、回収をしてほしいというのが3,000万円で、そのうち750万ぐらいは回収できるのではないかとということです。今言われました控訴費用、そういうことに関しましては、一応この費用には入っていないところではあるんですけども、裁判は長くかかるものですから、最初の裁判費用というふうに考えているところです。

○委員（前川原正人君）

またそのときには補正予算等が出てくるのかなというふうに理解をいたしました。それともう一つは、住宅資金貸付事業ですね。これも結構長い年数の中で、旧隼人町で行われてきた事業ではあるんですけども、昨年、私決算委員会には出てないんですけども、決算書の主要な施策を見ますと、大体2億3,800万円ほどが、まだ回収ができていないというのはこの決算時あるわけですけども、これを例えば本年度、今この中で、貸付け事業で、3万5,000円ということを出しておりますけれども、この改修費用について、一番いいのはもう全額できればそれにこしたことはないんですけど、そうはいかないでしょうから相手がありますことから、大体目標額をどのぐらいで設定をされていらっしゃるでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

目標額というのは特別定めてはいないんですけども、もう現年度が終わって全て過年度になっているというところからいきますと、滞納があるわけですので、少しでも多くの回収をしたいというところでありまして、特別幾らという目標は立てていないというところでございます。

○委員（前川原正人君）

それしか言えない部分は理解をするところです。しかし、やはり長くなれば長くなるほど難儀というか、難しく複雑に絡み合っていきますので、そこは御苦労には敬意を表したいと思います。それともう一つは、区画整理関係のところですけども、先日の補正予算の中で、浜之市の都市区画整理の事業と、隼人駅東の区画整理事業あるわけですけど、今回のこの予算ベースで見たときに、進捗率がどこまで伸びていくんでしょうか。

○区画整理課長（岩元龍己君）

今年度、この令和7年度の当初予算を見込みますと、浜之市が事業費ベースで89.2%になる見込みでございます。駅東につきましては、72.1%の進捗になる見込みでございます。

○委員（前川原正人君）

今おっしゃったパーセンテージというのは、予算ベースになりますよね。そうすると、面整備率でいったときには、仮換地とかはもう全部全てほぼ終わっていて、あとの道路関係の予算になっていると思うんですが、大体その面の整備率といけば、様々要件があって、うまくいくところだったりうまくいかなかったりというのものもあるんですけど、あくまでも予算で見たときの面整備率というのはどれぐらいを予定になると見込んでいらっしゃるでしょうか。

○区画整理課長（岩元龍己君）

なかなかこの面整備率を出すのはちょっと難しいんですが、私どもが今数字的に持っておりますのは、まず道路は舗装までして、含め供用開始をする段階、それと、宅地整地につきましては、工事が完成する、引渡しができる状態にする面積ベースでいきますと、浜之市につきましては、7年度末で92%程度を見込んでおります。それと隼人駅東地区につきましては、80%を超える面積で、

先ほどの条件の状況になる見込みでございます。

○委員（前川原正人君）

もうあと10年はかからないのかなという気もする。どうか分かりません。これは相手がいいますから何とも言えないですけど、早急に済ませたいという気持ちもあられると思うんですけども、あと10年スパンぐらいの、5年、10年、それ以上かかるのかなと思うんですけど、大体この予定終了年度というのをどう見ていらっしゃるんですか。

○区画整理課長（岩元龍己君）

私どもの事業は、事業計画書を定めて行っております。その数字でいいますと、まず浜之市地区につきましては、精算期間を5年間という、換地処分が終わってからの精算期間、それを5年見込んでいますが、それを含め、16年度、要するに11年度に換地処分をするということになります。もうその時点では完成をしている状況でございます。浜之市につきましては、先ほど債務負担の御質問あったときに、今後、国土交通省のほうに委託工事をします。これも大半を交付金を活用して事業を行うものですから、その財源を含めた今非常に内示率が厳しいという状況でございます。それに大きく影響は出てくると思うんですが、おおよそ11年度には完成をする見込みにはしているところでございます。隼人駅東につきましては、同じく16年度が事業計画上の完成年度になっております。11年度に工事完成をするという状況になるんですが、ここにつきましては、やはり交付金、財源の問題も大きいんですが、まだ国道223号線沿い、それと県道沿いにまだ多くの建物、事業所等が残っております。そこらを勘案いたしますと、やはり11年度で完成をするというのは非常に難しい状況ではございますが、今後、その進捗を見ながら、多少のというか、数年の事業延伸は出てくるのかなと考えております。

○委員（池田綱雄君）

都市計画課にお尋ねいたします。予算の説明資料の15ページ、この下のほうに街路事業分が書いてあるんですが、それぞれ防衛のほうだけが載っているような気がするんですよ。通常の都市計画事業分は、今年は計画がないということですか。

○都市計画課長（秋窪達郎君）

ちょっと埋もれるような形になって見にくかったかもしれないんですけど、工事請負費で日当山線道路改良舗装工事ということで1,100万円計上しているところでございます。

○委員（池田綱雄君）

いや、私が言うのは、工事請負とかそうじゃなくて、あの路線は防衛でやる分と、通常の都市計画事業でやる分がありますよね。いずれにしても財産購入にしても、防衛分が書いてあって、そのほか1とか書いてありますから、ほか1は都市計画道路分かなあと、そうすれば理解するんだけど、それよりも都市計画分は別にありますよということであれば示していただきたい。

○都市計画課長（秋窪達郎君）

申し訳ございませんでした。まず、ほか1路線というのは、新川北線、今防衛事業でやっている区間に市道が2路線ございますので、新川北～福島線ほか1という表記をしているところでございます。新川北線につきましては、7年度におきましては、防衛事業のみの実施、都市計画事業、街路事業については、計上していないところでございます。

○委員（池田綱雄君）

防衛部門だけではなくて、通常の方もやはり年度ごとに入れてもらわんと、どんどん遅れてしまうということですから、その辺も十分考えていただきたい。

○委員（前島広紀君）

説明資料の14ページ。空家等対策事業についてお尋ねいたします。私の地域でも最近、危険空家が少しずつ増えてきている現状で、隣にお住まいの方などから、連絡をとってほしいと、持ち主に。

連絡をとってほしいと頼まれることがありまして、市民課やら、税務課などに問合せに行くと、個人情報だから教えられないと言われるわけなんですけれども、これで今回、空家所有者調査という事業がありますけど、こちらは建築住宅課にこのことをお願いしたら、教えていただけるのか。それと、そちらで対応をしていただけるのか、まずお伺いしたいと思います。

○建築指導課長（山田拓也君）

ただいま言われました空家所有等の調査というのは27万2,000円のうち、24万円が、対象として、8件を予定しています。自分たちでもやはり空き家法に基づいて調査というのができますので、そういうのが困難なときには、こういった予算を使って調査をお願いするということになります。

○委員（前島広紀君）

今自分たちでと言われるのはどういうことですか。具体的に教えてほしいんですけれども。

○建築指導課長（山田拓也君）

職員のほうで、税のほうに問合せたりとか、あと法務局のほうに問合せたりとか、そういうのが一応できますので、それで困難なときに委託をするという形になります。

○委員（前島広紀君）

委託を8件見込んで24万円ということでしたけれども、自分たちでされるのは、年間、7年度ほどの程度を予定しておられるのかお伺いします。

○建築指導課長（山田拓也君）

解体補助金の年度別の相談件数についてなんですけれども、例えば、令和5年度でありますと100件ぐらいになってきます。令和6年度は2月1日時点では80件になってきます。これが直接つながるわけではないんですけれども、これ以外の相談件数ということになりますから、もっと増えてはくるんですけれども、その解体補助金以外の件数というのはちょっと今把握をしていないんですけれども、年間やはりあります。

○建築指導課主幹（中澤クミ子君）

今、令和6年度のまだ年度途中なんですけれども、一応、今年度で空き家に対して近隣住民からとか、また所有者本人からの相談も含めてなんですけれども、今現在63件ありまして、そのうちの税情報をもって、連絡先がつかめないっていうのが、大体、これの2割ぐらい。そういうのが相続人の調査が必要という形になっております。

○委員（前島広紀君）

先ほども言いましたように、これから、こういう危険空家というのが、恐らく増えてくるだろうと推測されますので、27万、24万、これで対応できるのかどうかというのは心配な部分が結構あります。ですから、今後はもう少しここの辺りを考えていかないといけないのではないかなと思います。それとその下の、先ほど言われたのがその件数だったのか解体撤去補助、この件数は何件ぐらい、令和7年度想定しておられますか。

○建築指導課長（山田拓也君）

新年度の予算については、27件の30万円で、810万円となっております。

○委員（前島広紀君）

今30万円ということでした。上限が30万円ということですよ。これ危険空家ですよ。その判定の仕方はどういう基準があるんですか。

○建築指導課長（山田拓也君）

危険な空き家かどうかという判定については、国の基準に基づいて、これは国庫補助事業を使うものですから、国の基準をもとに点数をつけていっていますけれども、大きくはやはり近隣に影響があるものというのがまず第1条件としていまして、それをもとに建物の構造躯体とか、そういったのが危険な状態になっているというのがポイントになってきます。

○委員（木野田誠君）

近隣に影響ということですが、例えば、道路に面しているということが条件だと思うんですけど、道路に面して、その通行人に影響があるような危険の場合もあるし、例えば、ちゃんとした屋敷の中であって、道路に直接は落ちてこないような状況であっても、そこに例えば、空き巣が入ったりとか、不審者が入ったりとかというような危険性もあるわけですよ、危険性でいうと。そういうところをちょっと詳しいところを教えてください。

○建築指導課長（山田拓也君）

解体補助金については、やはり予算に限りがありますので、先ほど答弁したとおり、近隣住民に対して影響があるものを対象としているんですけども、具体的には建築物の高さを、目視になるんですけども、確認しまして、高さ分、道路境界線とか、隣地境界線、その高さの分離しているかどうかということで判断をしています。例えば、建築物の高さが5mであれば、その5m離れているかどうかということで判断をしております。

○委員（有村隆志君）

この中に、今空き家対策なんですけども、空家等対策協議会というのがあります。これはもうできて、この制度ができて多分10年以上たつのかなと思うんですけども、この制度で、今年解決するよというのがありますか。今までのことを通じて、あれば。

○建築指導課長（山田拓也君）

空家等対策協議会というのは、空き家法に基づいて本市における空き家対策の取組などを協議するために、平成27年7月に設置しているんですけども、計画とか、空き家の計画なんかをつくっていくものなものですから、それで解決していくというものではありません。今年度についても、管理不全空き家というのが、法律でまた新たに定められていますので、本市においても、その管理不全空き家というのを指導できるように、計画を変えるためにこの協議会を通じて計画をつくっているところです。

○委員（有村隆志君）

今さっきお話がありました道路に危ないと、場所はちょっと言えないけど、本当にある地域でどう見たってこれ危ないよねっていうのがあっても、誰もどうもわからないような状況で、ほったらかしになっているのは、いまだにそういうところがあるという認識でしょうか。手がつけられないところがありますか。

○建築指導課長（山田拓也君）

相談があったところについて、職員のほうが出向いて行って、調査をしているということになりますので、職員が自らパトロールをしてというそこまでちょっとできていない現状ですので、そこまでは把握していませんけれども、相談があったものについてはきちっと対応しております。

○委員（前川原 正人君）

空き家対策の関係ですけど、要は、空き家になる以前の段階で親が亡くなりました。そして、それを知り得た日から1年以内に登記は名義を変えないと、10万円以内の罰金というのが、これは去年、おとしでしたか、周知期間も含めて去年あたりから始まったわけですけども、空き家だからもう危なくなつてからじゃなくて、その前の段階の手だてとして、法務局との協議とかやはりそういうのも当然必要になってくると思うのですね。ただ、これは個人の財産に関わる問題ではあるんですけども、やはりそういう周知等もあいまって進めていかなければ、すぐには解消できない、解決できない問題なんですけれども、そういう議論というのはあるわけですか。

○建築指導課長（山田拓也君）

法務局との協議、個別の協議というわけではないんですけども、先ほど言いました空き家等対策協議会の中に、メンバーに入っていて、いろいろ意見を頂いているところです。そして、

今言われたような相続については、市報とかにも去年特集を組んで取り組んでいるところになります。

○委員（前川原 正人君）

努力をされているのは私も認識をしております。市報でも見させていただきました。1番大事なことってというのは、空き家をそのまま放置をしていかない、個人の財産権に関わる問題でもあるのですけれども、例えば、利活用を促したりとか、これはもう地域振興課だったりとか全庁的なやっばり議論が必要だと思うのですね。ですから、そういう点でいけば、やはり住宅課だけの問題ではなくて、企画政策だったり、様々な所管課と協議をしつつ、進めていくということで、中山間地は特にですね、そのための移住定住とも関連をしていくわけですけれども、やはりそういう議論がもっと奥深く実施をしていくという点では避けて通れない問題だと思うのですけれども、これはもう住宅課だけでは解決はできないと思います。なので、そういう議論というのはもっと進んでいくべきだと思うのですけれども、どうお考えでしょうか。

○建築指導課主幹（中澤クミ子君）

登記を促すとか、そういうやつについて普及啓発が非常に大事なかなというふうに考えておりました。昨年度からなのですけれども、エンディングノートを作成して、その中でも不動産登記情報の調べ方とかも、法務局のほうもエンディングノートをつくっていただきましたので、非常に分かりやすかったものですから、その辺りも活用していかということも法務局に聞いて、使っていていいですよということなので載せさせていただいています。あと、個別の案件などにつきましても、登記のほうで確認して何とか協議ができないかとかそういうのも、昨年度は登記官を交えて協議をしたという案件もありました。あと、ほかの課との連携につきましても、先日、3月8日に空き家の相談会というのを実施しまして、その際に、地域政策課のほうも一緒に出てもらって、今後空き家になりそうな人たちも対象にやっていますので、その辺りを今後も継続してやっていきたいというふうには考えております。

○委員（木野田誠君）

先ほどは、この空き家対策事業について危険空家ということで議論をしたわけですが、過去に景観を損なう建物ということで、例えば、霧島神宮の参道近くの見苦しい建物、もちろん、地域住民等から苦情があつてのことですけれども、それから、旧林田温泉のところの入り口の建物とかあつたわけですが、この対策事業にはやっぱりそういうのも含むという理解でよろしいですか。

○建築指導課主幹（中澤クミ子君）

空き家の協議会の中でそのような危険な空き家、景観を損ねる空き家などについて、空き家法で指導、勧告、命令とその辺りを踏んでいくという形になってきたときに、この協議会でそれを進めていくかどうかというのを審議したりしております。

○委員（木野田誠君）

もし、そういうのがあつたら相談すればいいということですね。次、質問させてもらいますけど、侍園課長のところの住宅ですけれども、政策空き家が737あるということで非常にこれも多いわけですが、霧島市は1市6町が合併して非常に住宅の戸数が多いということで言われているわけですが、今、現在、この政策空き家を除いて、希望する人に供給できる住宅が何戸あつて、実質的にまだ多いと思うのですけれども、実際は何戸あれば十分だということそういう数字が出せますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

先ほど、政策空き家、用途廃止をしていたり、入れてない住宅が737ということをお話しました。管理戸数が現在4,434戸ありまして、このうち、先ほど言った政策空き家を除くと、入居可能戸数というのが3,697戸ということになっております。このうち、現在、何戸住んでいるかということになっております。今後の話なのですけれども、令和4年3月に長寿命化計画を立てておりまし

て、そのときの10年後、令和13年度末の必要管理戸数というのを推定しております。その中では、必要最低戸数が3,912戸が必要になってくるというところで、令和4年3月に必要管理戸数を定めたところでございます。

○委員（木野田誠君）

ありがとうございます。ということは、今、3,697戸は必要であるということで、13年末には3,912戸が必要になってくるということは、また増やしていかないかんという感じになるのですが、数字的には。どうなのですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今、管理戸数が4,434戸ありますので、これを10年後、令和13年度に幾つになるのが理想かというところでいくと3,912戸になるということでございます。管理戸数として3,912戸ぐらいが適正じゃないかというところですよ。

○委員（藤田直仁君）

12ページの老朽住宅撤去事業のことでちょっとお聴きたいのですが、まず国分の老朽住宅、これは宮下団地のほうでいいのかっていうことと、あと、移転補償を25戸に対して427万5,000円。これは一律に25で割って17万1,000円ということでもいいのでしょうか。その辺りちょっと詳しく教えてもらっていいですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

令和7年度に解体する予定としまして、現在、考えているのは宮下団地の2棟を考えております。2棟11戸を考えております。しかしながら、ちょっとほかの団地のこともありまして、今後、ここを壊したほうがいいということになってきたりした場合には、またちょっと変更になる可能性はあります。今、予算としては、宮下団地の2棟11戸を想定しています。移転補償の件ですけれども、25戸を想定しておりまして、言われるとおり17万1,000円。用途廃止住宅から転居されるときに17万1,000円を支払う。その分を、25戸分を見ているということです。

○委員（藤田直仁君）

移転先っていうのはやっぱり市内のどっかの市営の団地ということなのではないでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

これはどこにということとは決まっておられません。用途廃止住宅でありますので、もう、修繕するのに大きな費用がかかりますので、できるだけ出ていってくださいということに対しての17万1,000円ということになります。

○委員（藤田直仁君）

続いて、17ページの隼人駅のほうなのですが、この1番下の下段のところの、やっぱり補償補填等及び賠償金、令和7年度に1億4,000万円計上してあるこの積算の内訳をちょっと教えてもらっていいですか。どれぐらいを予想されているのか。ほかというのがよく意味分からなかったのですよ。

○区画整理課長（岩元龍己君）

説明資料の中で、補償補填1億4,000万円計上しておりますが、その中身といたしましては、まず、支障になる分の建物等移転につきまして2戸を予定しております。それと、地区内に九電の鉄塔がございます。2か所ありまして、そこの移転といいますか、鉄塔は移転できないものですから、今のそこの場所に残す、そこが周りの土地が上がるということで、一部、鉄塔の足元が低くなります。そこをかさ上げる。そのためには、多少なりともこの脚の部分の補強等が必要になります。そこに要する費用、これが2か所分の補償を行います。それと、工事等で地区内にも電柱等が九電、NTT等がございます。そこの移転費用を見込んでおります。内訳としては、そのものでございます。

○委員（松枝正浩君）

都市計画課にお尋ねをいたします。15 ページ、街路事業ですけれども、日当山線が工事として入っております。この工事で計画をしている年度っていうのも事業認可の期間は完了なのかどうかお示し頂けますか。

○都市計画課主幹（深迫康幸君）

日当山線の事業認可は、令和7年度までの計画で、事業のほうも令和7年の完成を計画しているところです。

○委員（松枝正浩君）

それでは、計画をしている区間については終了だということでもありますけれども、令和8年度以降に向けての令和7年度での認可の手續等のような状況になっているのかお示しいただけますか。

○都市計画課長（秋窪達郎君）

今、申し上げたとおり日当山線につきましては令和7年の完了予定でございます。残りの日当山線の区間につきまして、現在のところ、認可に向けた動き等は行っていないところでございます。また、ほかの路線等と優先度等を勘案しながら、路線の選定をしまいたいというふうに考えています。

○委員（松枝正浩君）

了解しました。それでは、都市再生整備計画について、隼人の地区計画が令和2年から令和7年ということで、また、これも今年度で計画的には完了するわけですけれども、令和8年度からの計画については、令和7年度どのような動きになるのかお示しいただけますか。

○都市計画課主幹（深迫康幸君）

隼人駅周辺地区の整備につきましては、現在進めている第1期事業により、一部の施設の完成を計画しています。それは、東西自由通路、東口駅前広場、西口の自転車駐車場です。残る西口駅前広場（仮称第1号公園）は、令和8年度から開始する第2期事業に移行するという国と協議をしているところです。

○委員（松枝正浩君）

はい、分かりました。今、1期計画ですけど2期計画の協議をなされていて、2期計画がまた5年間の計画ぐらいで始まっていくということで捉えておきます。あと、あわせて市内の渋滞の箇所の委託をなさっているかと思うのですが、令和7年度、この6年度に行った委託の継続になるのかなと思うのですけれども、この事業としてはなさっていくのかどうか、この予算の中に入っているのかどうかお示し頂けますか。

○都市計画課長（秋窪達郎君）

今、おっしゃられたとおり、令和6年度におきまして渋滞対策基礎調査ということで、渋滞の原因を探るといような調査を行っているところでございます。令和7年度以降につきましては、まず、令和7年度、庁内において職員による検討を行って、続く作業内容等を検討して、令和8年度以降に次の委託が必要であれば考えていこうというような計画でおります。

○委員（松枝正浩君）

了解いたしました。職員の方も忙しいので、本来であれば、委託費を組んで、その中でやっていくという軽減の負担というものもあるのかなと思ったのでお聞きをしたところでした。それでは、最後になりますけれども、上段の都市計画区域及び用途地域の見直しの検討ということでもあります。これに関連して、未着手の都市計画道路、また合わせて公園、都市公園、神宮公園等がまだ手がついていないわけですけれども、あわせてこの辺の令和7年度での検討をどのようになさっていくのかお示し頂けますか。

○都市計画課長（秋窪達郎君）

令和7年度に委託料として計上しております都市計画基礎調査というものがございます。これは、

都市計画法第6条第1項において定められているものでございまして、おおむね5年ごとに調査を行うものとされております。内容としましては、都市計画の策定を適切に遂行するため、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量、都市施設等について調査を行い、用途地域や都市施設等の計画策定や見通しの基礎資料として利用するものとなっております。今、おっしゃられた都市計画設定された都市施設の見直し等につきましては、基礎調査であったりとか、そのほかいろいろございますので、それらを総合的に勘案しながら、見直しについては検討、考えていくということになろうかと思えます。

○委員（前川原 正人君）

説明資料の14ページになります。この民間建築物のアスベスト等の対策事業ですけれど、これは何件予定されていますか。

○建築指導課長（山田拓也君）

1棟25万円ということで考えております。

○委員（前川原 正人君）

そうすると、要するにこれはあくまでもアスベストの分析調査に対する補助金っていうか、本人負担もあるのでしょうか、大体、費用的に見たときに、例えば平米当たり調査をした場合、幾らかかって、そのうちの幾ら程度が補助になるのか、その辺の計算はされてらっしゃいますか。

○建築指導課長（山田拓也君）

このアスベストの調査というのは、使っている例えば塗料とか材質ごとに分析をするものになるのですよね。だから、平米当たりっていうわけではないのですけれども、これは国の国庫費10分の10で行われる事業になりますけれども、取りあえず、1棟25万円ということで、その調査自体は、実際に調査を行う分析費用としては、大体、1試料当たり2万円あればできるものになります。分析した結果がどのぐらいあるかっていうことでして、それとあと手数料というかそういったのがかかってきますので、分析する人のっていうか、はい。そうですね委託をするとですね。

○委員（前川原 正人君）

アスベストの件ですけど、今おっしゃった塗料だったり、いわゆるコロニアルですね昔の。これなんかは該当するということで理解しているのですけど。それとはまた全然違うのですか、スレートなんかも入っているやつがあるのですよね。それなんかは違うのですか。

○建築指導課長（山田拓也君）

対象になっているのは、1番危険である吹きつけアスベストと言われるものが対象になります。

○委員（野村和人君）

質問しづらい時間ですいません。建築指導課のほうに、13ページ14ページにわたるところですけども、まずは、建築確認審査事務について、省エネ法が改正されるということで、事務量が増えるという話から手数料改正までした経緯もありますけども、今回、昨年の予算と比べると、ほぼ変わらない現状ですけども受入れ体制として大丈夫かどうか確認します。

○建築指導課長（山田拓也君）

受入れ体制としては、本会議でも答弁しましたけれども、DX化を図ったりして対応することにはしていますので、うちについては増えるかどうか分かりませんが、対応できるようにしているところです。

○委員（野村和人君）

これに合わせて手数料を改正したということで、今回は365万5,000円ということですが、昨年からのどのぐらい上がっているか、その分を受入れ体制に回すべきではないかというふうにも含めてお尋ねします。

○建築指導課主幹（小濱直人君）

前年度の予算につきましては、394万5,000円という形になっております。ここの予算計上につきましては、実際その事務量が増えるという形につきましては、職員の人件費が主なものになってきます。その他の消耗品等で増えるかといえば、そこまでの形で、ここに反映されない形で人件費が増えるものと思われまます。

○委員（野村和人君）

職員の方に踏ん張ってもらうというような表現になってくるかなと思いますけども、改めて頑張っていたきたいと思えます。もう一つ、この空き家対策事業、それからアスベスト対策事業、それから、耐震改修促進事業、それぞれ昨年8月受付終了、12月終了、耐震改修についても3月に受付終了というような状況の告知になっていますけども、これが以前からこの状態のように思えますけども、改善される予算増額等の検討はなされてこなかったのかお尋ねします。

○建築指導課長（山田拓也君）

受付終了というのは、国庫事業なものですから、次年度の予算要求のために8月とかで締め切って、その次の年の要求のために数を把握しているということになります。

○委員（野村和人君）

そしたら、ニーズとしては賄えているというような認識で、次年度に送ってしまうことではあるけども、そういうことでの対応ができるということによろしかったですか。

○建築指導課長（山田拓也君）

そのとおりです。国費を使うためにはそれが1番いいと考えております。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで建設部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時08分」

「再開 午後 1時08分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第33号、令和7年度霧島市水道事業会計予算について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（三島由起博君）

水道事業会計予算書の説明の前に、上下水道部が所管する特筆すべき事業についてこれまでの経過を報告します。配付資料の「各部局が所管する令和7年度で特筆すべき事業」の8ページをご覧ください。水道施設等整備事業について、現在、台明寺配水区の（仮称）宇都良地区配水池築造工事（1工区・2工区）を実施しており、令和6年度から8年度にかけて、国分郡田地内に7,000㎡の配水池2基を築造するものです。これまでの経過は、令和6年11月に起工前測量を実施し、令和7年1月に基礎杭の杭頭処理に着手しており、令和7年3月に基礎工配筋に着手する予定としています。それでは、議案第33号令和7年度霧島市水道事業会計予算について説明します。令和7年度は、公営企業の経済性と公共性の両立を図り、独立採算制の原則を堅持しながら、管路の新設や老朽管の布設替え、配水池等の施設整備などを計画的に実施し、安全で良質な水を安定的に供給するために予算編成しました。霧島市水道事業会計予算書の1ページをご覧ください。第2条「業務の予定量」について、令和7年度の給水戸数は、水道事業・簡易水道事業合計で、6万2,800戸、年間総給水量は、1,890万㎡、1日平均給水量は、5万1,781㎡を見込んでいます。2ページをご覧ください。第3条「収益的収入及び支出」は、予定量に基づき、収益的収入の合計25億3,207万3,000円を、支出合計20億1,885万円を計上しています。3ページをご覧ください。第4条「資本

的収入及び支出」は、建設改良費等に関する資本的収入の合計 3 億 9,730 万円、支出合計 25 億 745 万 5,000 円を計上しています。第 5 条「債務負担行為」は、台明寺配水区（郡田～清水地区）基幹管路φ700 シールド工事等に関する事項を定めています。その他詳細については、上下水道総務課長が説明しますので、よろしくご審査くださるようお願いいたします。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

議案第 33 号 令和 7 年度霧島市水道事業会計予算について、説明します。説明資料は、「水道事業会計予算書」と別冊の「企業会計予算説明資料」です。水道事業会計予算書の 1～3 ページは、部長説明と重複しますので、省略します。4 ページ、第 6 条「企業債」は、資本的収入である企業債の限度額等を定めています。6～8 ページの予算実施計画については、24 ページ以降の予算参考資料に、節ごとの積算を掲載していますので、後ほど説明します。9 ページは、令和 7 年度の予定キャッシュ・フロー計算書です。これは、1 事業年度における資金収支の状況を、活動区分別に表示したもので、令和 7 年度の資金期末残高を 29 億 5,005 万円と見込んでいます。10～12 ページは、給与費明細書です。13 ページは、債務負担行為に関する調書です。14～15 ページは、令和 7 年度の予定貸借対照表です。これは、令和 7 年度末における財政状態を示すものです。左側 14 ページ「資産の部」は、水道事業が所有しているすべての資産であり、右側 15 ページ「負債の部」と「資本の部」は、資産をどのように調達したかを示すもので、合計はそれぞれ 284 億 7,257 万 3,038 円です。16～17 ページは、令和 7 年度の重要な会計方針に係る事項等に関する注記表です。18～19 ページは、令和 6 年度の予定損益計算書です。これは 1 事業年度の経営成績を示すものです。営業収益から営業費用を差し引いた営業利益が、1 億 8,226 万 9,000 円、これに営業外収益及び営業外費用を加減した経常利益が、3 億 2,640 万 5,000 円、これに特別利益及び特別損失を加減した 3 億 2,440 万 5,000 円を当年度の純利益と見込んでいます。20～21 ページは、令和 6 年度の予定貸借対照表です。これは、令和 6 年度末における財政状態を示すものです。左側「資産の部」、右側「負債の部」と「資本の部」の合計は、それぞれ 279 億 8,729 万 3,851 円です。22～23 ページは、令和 6 年度の注記表です。続いて、24 ページ以降の予算参考資料について、収入、支出の計上額の主なものを説明します。24 ページから 27 ページは、収益的収入です。24～25 ページ、水道事業収益の営業収益のうち、給水収益である水道料金は 18 億 8,435 万 4,000 円、加入金は 2,754 万 3,000 円です。営業外収益のうち、長期前受金戻入は 3,890 万 2,000 円、消費税及び地方消費税還付金等の雑収益は 7,756 万 5,000 円です。26～27 ページ、簡易水道事業収益の営業収益のうち、給水収益である簡易水道料金は 3 億 2,914 万 2,000 円です。営業外収益のうち、長期前受金戻入は 3,705 万 8,000 円、簡易水道事業の企業債元金償還金の 2 分の 1 の額を一般会計から繰り入れる、資本費繰入収益は 4,788 万 4,000 円です。収益的収入の合計は、25 億 3,207 万 3,000 円、前年度との比較で、1 億 3,900 万 5,000 円の増です。28～37 ページは、収益的支出です。別冊の「企業会計予算説明資料」で主なものを説明します。1 ページ、(款) 水道事業費用 (項) 営業費用の原水及び浄水費は、1 億 2,491 万 9,000 円です。主なものは、水質検査や電気設備保守管理業務等の委託料 2,831 万 3,000 円、非常用発電機潤滑油交換等の修繕費 1,171 万 7,000 円、水源地電気料の動力費 7,563 万 8,000 円です。配水及び給水費は、3 億 9,141 万 1,000 円です。主なものは、職員 16 人及び会計年度任用職員 13 人分の給与等のほか、量水器交換、漏水当番待機業務等の委託料 7,683 万 2,000 円、漏水や水道施設等の修繕費 8,793 万 1,000 円、配水施設電気料の動力費 1,535 万 4,000 円です。2 ページ、総係費は、3 億 2,168 万 8,000 円です。主なものは、職員 12 人及び会計年度任用職員 2 人分の給与等のほか、納付書等郵送料等の通信運搬費 2,372 万 2,000 円、水道事業窓口業務等包括的委託等の委託料 1 億 3,732 万 6,000 円、コンビニ収納や口座振替等の手数料 2,498 万 9,000 円です。3 ページ、(款) 簡易水道事業費用 (項) 営業費用の原水及び浄水費は、1 億 2,462 万 4,000 円です。主なものは、水質検査業務や電気設備保守管理業務等の委託料 3,286 万 8,000 円、非常用発電機潤滑油交換等の修繕費

1,127万5,000円、水源地電気料の動力費7,658万2,000円です。配水及び給水費は、1億1,611万1,000円です。主なものは、量水器交換、漏水当番待機業務等の委託料3,640万1,000円、漏水や水道施設等の修繕費4,691万円、配水施設電気料の動力費1,175万7,000円です。4ページ、総係費は、水道賠償責任保険等の保険料等の180万7,000円です。収益的支出の合計は、20億1,885万円、前年度との比較で、4,667万4,000円の増です。次に、資本的収入です。予算書38～39ページで説明します。水道事業資本的収入のうち、企業債は1億1,770万円、工事負担金は240万円です。簡易水道事業資本的収入は、企業債2億7,720万円です。資本的収入の合計は、3億9,730万円、前年度との比較で、26億510万円の減です。40～41ページは、資本的支出です。別冊の「企業会計予算説明資料」で主なものを説明します。4ページ、(款)水道事業資本的支出(項)建設改良費の配水設備工事費は、20億885万7,000円です。主なものは、配水管や施設の設計業務の委託料4,350万円、導・送・配水管の新設及び更新、配水池築造工事等の工事請負費19億5,325万円です。5ページ、メーター費は、556万1,000円です。固定資産購入費は、3,578万5,000円です。主なものは、国分台明寺導水管管路用地等の土地購入費85万7,000円、車両及び運搬具購入費3,100万2,000円です。6ページ、(款)簡易水道事業資本的支出(項)建設改良費の配水設備工事費は、2億9,274万円です。主なものは、施設整備設計業務等の委託料200万円、導・送・配水管の新設及び更新、水道施設整備事業の工事請負費2億9,024万円です。メーター費は、90万9,000円です。固定資産購入費は、霧島地区千滝水源地水源涵養林用地の土地購入費2,652万円です。資本的支出の合計は、25億745万5,000円、前年度との比較で、8億7,461万2,000円の減です。以上で、水道事業会計予算の説明を終わります。

○委員長(久木田大和君)

ただいま執行部の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員(松枝正浩君)

それでは部全体にお聴きをいたします。令和7年度の財政課から出されている、この予算方針編成です。編成方針に基づいて、歳入の確保、そしてまた、歳出の抑制等が言われているわけですが、この辺を令和7年度の予算措置上で、どのように工夫をなされたのかお示し頂けますか。

○上下水道部長(三島由起博君)

水道事業につきましては、能登半島地震の影響を受けまして、国において耐震化を加速化している状況がございます。また、日向灘地震において、台明寺水源地が影響を受けたことに対する対応ということもございます。そういった中で、施設の老朽化、それから物価の高騰、人件費の高騰などがありまして、水道事業を取り巻く環境というのは非常に厳しい状況がございます。そういう中でこういったことに、こういった状況に対応していくために、予算編成したわけでございますけれども、引き続き国分台明寺の排水区の管路、基幹管路の更新、それから配水池の整備など災害等に強い施設整備を行うということと、それとせんだっての日向灘地震で水源地が影響を受けたので、応援応急の給水体制を強化する必要があるということなども考慮したところでございます。また有収率の向上に向けた、漏水調査の強化、そういったものを優先度の高い事業について、中心に予算編成を行ったところでございます。今後、施設の更新であったり耐震化を進めるために、現在料金改定を進めているところでございますけれども、料金収入だけに頼らない、経営基盤の強化を目指しまして、実行可能な取組を進めるために、新たな収入確保及び支出削減対策の取組を取りまとめることとしておるところでございます。

○委員(松枝正浩君)

ありがとうございました。収入の確保をしていくという点ではこの漏水の先ほど部長おっしゃられました漏水の調査というのが大きなものになってくるのかなというふうに思うわけですが、令和5年度の監査委員の意見書の中でですね19ページですけれども、令和4年度の有収率が86.9%、

そして、令和5年度が81.7%ということではしているわけですがけれども、この辺を例えば令和7年度ですね、どのぐらいの設定にして進めていかれる考えなのかお示し頂けますか。

○水道工務課長（養田 健君）

松枝委員からの御質問についてですが、令和4年度から令和5年度にかけて、有収率のほうはかなり減ってるような状況であります。令和7年度で漏水調査の予算を前年度、令和6年度に比較いたしまして2倍、簡水、300万から600万、上水、300万から600万。計7年で1,200万で要望をしているところであります。漏水調査を強化することによって、漏水か所の発見、それとあと今後、計画的に整備等もなされる、整備をする予定であります。そのようなことから有収率のアップにつながるというところであります。ただ、いま現在、有収率をいくら上げるかというのはちょっと難しいところであります。できれば全国レベルのところまで上げたいというふうには、今後上げたいというふうには考えているところであります。

○委員（松枝正浩君）

課長のほうから全国的なところに上げたいということでおっしゃられたわけですがけれども全国的なレベルがどのぐらいのパーセンテージなのか、お示しを頂けますでしょうか。

○水道工務課主幹（深水孝志君）

上水道事業におきまして、同規模団体、これにつきましては90.3%、あと、簡易水道事業におきましては、全国が82.1%という数値になっております。

○委員（松枝正浩君）

分かりました。かなり数値がですね、高いのかなというふうに思っておりますけれども、それを目標を掲げて進めていかれるということでもありますので、その取組も一つあるのかなと思うわけですがけれども、先ほど調査費を倍にしてということでもおっしゃられて、それに基づきながら、管路の更新というのもなさっていくと思います。意見書の中でも老朽管による漏水対策の強化に努められたい。そしてあわせて計画的な施設設備、管路の整備について、努められたいということによって、監査委員はおっしゃっているわけですがけれども、この中で、工事を進めながら、更新率、更新をしていく率というのがあるかと思っておりますけれども、どういう数値の設定がなされていながら、令和7年度はどのぐらいまでに持っていくというような数値の設定というのがされていたら、お示し頂けますでしょうか。

○水道工務課主幹（深水孝志君）

数値の設定というのは、現段階では設けておりません。過去の直近3年の更新率を申し上げますと、令和3年が27.2%、令和4年度が27.43%、令和5年度が27.75%、これを平均しますと、各年0.3%ずつの更新をしております。これを距離に直しますと、約4キロ、延長にしまして、更新をしていくということになります。現在は投資できる費用を見ながら、更新を図っておりますので、やはり延長としては4キロ程度になるのかなと。あとパーセントとしては0.3%の向上を考えながら、更新を進めてまいりたいと思っております。

○委員（松枝正浩君）

今ありましたように0.3%で4キロということでもありますけれども、例えば1キロ当たり、更新をしていくのに大体どのぐらいかかるのかですね、把握をされていたらお示し頂けますか。

○水道工務課主幹（深水孝志君）

口径や道路事情によって、メーター当たりの費用というのは変わってまいりますけれども、平均しますと、1メートル当たり更新するのに8万円程度費用が必要かなと思っております。そうなりますと、1キロに直しますと8,000万円という工事費になってまいります。

○委員（前川原正人君）

予算書の1ページになります。給水戸数で表記がしてあるんですけど、これが上水道、普通の

水道で5万3,600戸ということと、そして簡易水道事業で9,200戸で合計の6万2,800ということで戸数表記なんですけど、これ人口にしたときには大体、何万人ということで、試算をされていらっしゃるんですか。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（佐々木宏大君）

御質問につきましてでございますが、私ども水道事業としては1世帯御家族当たり1メートルの契約ということで、契約の単位としては戸ということで、現時点では把握をしてございますが、この後可能でしたら現在の供給の人口等もちょっとお調べしてまたお答えできればと思います。[44ページに答弁あり]

○委員（前川原正人君）

後ほど、お願いします。もう一つはですね、これはあくまでも、昨年の決算上での計算しかできないんですけど、大体去年の、去年ちゅうか令和4年度ですね。の決算で見たときに、給水人口が12万1,801人、数が出てきてるわけですね。これを、この2ページのほうの営業利益で割ったときに、大体4万円程度の営業収益になるという計算になるわけです。あくまでも計算上です。理論上なんですけど、それで見たとときに、収入合計が、25億3,207万3,000円。そして支出合計が20億1,885万円ということで、これを差し引くと単純ではないんですけど、大体5億1,322万3,000円の差が出るわけですね。これはある意味、利益になるわけですよ。これにいわゆる減価償却分の現金を伴わない利益分というのが発生しますから、先ほどおっしゃった、当該年度の利益が、先ほどおっしゃいました数字が出てくるわけですね。そうやって見たときに、霧島市の、いわゆる1立方当たりを供給するための供給単価、そしてそれに対する給水原価を見たときに、どのような数値になっていますか。

○上下水道総務課主幹（滝間 宏君）

令和7年度予算計上額におきましては、供給単価で1m³当たり130.8円、一方、給水にかかる原価を121.4円となっております。この二つの数値の回収率で見ますと107.7%、予算ベースですので幾分か給水原価が、決算値により減額のため、なろうかと考えております。

○委員（前川原正人君）

おっしゃいますように、1m³当たりの供給単価が今おっしゃった130.8円。そして給水単価、これは蛇口をひねったときに、1立方当たり121.4円と。これがいわゆる黒字と言えはいかんですけれど、水道会計にとっては、大変いい現状ではあるんです。がしかし、今度は、それに対する利益率というのを考えたときに、大体5億、大体1年で理論上ですけど、大体5億6,000万円ほど出るわけですよ。これが、これはもう全体で押しなべて考えていかなければならないんですけど、漏水があったりとか、牧之原地区で福山地区でいうと、漏水があって、それが発見がなかなか難しく、施設の老朽化なども手伝って、有収率という点では下がるということも認識をしているわけなんですけども、そういう点でいくと、まだまだこの、余裕はないでしょうけど、健全財政な水道会計なわけですよ。だから本来であれば、もう少し住民への還元という点では議論が必要ではないかと思うんですが、部長どうなんですか。

○上下水道部長（三島由起博君）

料金回収率でいくと、委員おっしゃるとおり、100%を超えている水道事業体であります。ただ、今現在進めております台明寺配水区の基幹管路の更新であったり、配水池の整備を進めている中で、今後、事業費が150億ほどかかるという状況がございます。また今後も引き続き、老朽管の対応と、そういった部分もございますし、冒頭ちょっとお話ししましたとおり、今現在、人件費の高騰であったり、資材の高騰等もあって、当初見込んでいた事業費よりも大分上がってきている状況がございます。そういった中で、これまで内部留保資金として蓄えてきた基金等も使いながら、今財政計画を進めているわけなんですけども、ただ今後、将来的に考えたときに、そういった事業をまず進めていかないといけないという部分と、また起債の償還等も入ってきますので、そういったことを考

慮しますと、そういった積立てをしてきた基金ももうマイナスになってしまうという状況がございます。ですのでそういった蓄えもなくなっていく中で、やはり料金改定をしなければ、今後、継続的な水道事業の運営が立ち行かなくなってしまうということから、やはり水道料金の改定をお願いしたいというところでございます。

○委員（前川原正人君）

今回の予算上で見ると、料金改定は含まれてはいないので、これはもう令和8年度、新年度の予算の議論になるのでそこはもう避けたいと思うんですけども、要するに霧島市の場合、これ令和5年度の決算の水道部の起債を企業債を見てもみますと、平成14年までは起債があったんですけど、今、起債を起こしてないわけですよ。あと残りが、昨年の決算の時点、出納閉鎖時の時点で、大体24億円ほどの借金、借金っていうか起債ですよ。返還があるんですけど。ということは、来年度以降も、今おっしゃった改良工事なんかをすることというのは、起債も考えていくという、そういう理解でよろしいんですか。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

起債の推移についてお答えいたします。本市の企業債につきましては、平成18年が最後だったと記憶しております。それで今、水道ビジョンの見直しを行っているところなんですけれども、長期財政見通しの企業債の推移につきましては、今年度が長期財政見通し上では約32億円借り入れる予定でございます。予定では32億円としておりますが、実際のところは繰越し分も入れて22億程度になるのではないかと考えているところでございます。それと、令和7年度が大体3億9,000万円、令和8年度が4億5,000万円、令和9年度が4億8,000万円、令和10年度が9億3,000万、令和11年度が5億6,000万円程度、企業債を借りる予定でございます。最終的に令和11年度には企業債の合計が62億2,000万円程度になると予測されております。それを令和50年度までにかけて償還をする、長期財政計画でございます。

○委員（前川原正人君）

失礼しました。先ほど私が言ったのは、上水道の関係で見たときの起債が平成14年で終わってて、今度は簡易水道のほうが、今おっしゃった平成19年に借りて、その後、ある意味、起債を起こしてないということですので、そういう点では、大分フレキシブルに立ち回れる会計なのかなという認識を持っているわけなんですけれども、要するに、何が言いたいかということ、やはり健全財政でなければなりませんけれども、要は、今後も確かに施設の老朽化があったり、それから水源地の見直しがあったり、工事があったり、様々金が掛かることはもう一つの水道事業の運営の在り方で対処していくことになるんですけど、実際、この霧島市の供給単価とか給水単価を見ると、もう黒字経営なわけですよ。だから少しでも、たしか今先ほど部長がおっしゃるように、金が掛かりますよ。だから、それだけまだまだ改良、改善していけばですね、まだまだ利益率というのは上がってくるという見方もできると思うんですが、それについてはどうなんですか。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

水道予算書で簡単に、私のほうから今年度、令和7年度の収支のことについて触れたいと思います。まず、予算書の2ページ、収益的収入及び支出という2ページ目にあります。第3条、私どもは水道事業でこの第3条に記載されているところを、私どもは3条予算とよく言います。そこで、今先ほど委員が言われたように、収入が約25億円、支出が20億円、これ税込みの金額なので、後ほど出てくるキャッシュ・フロー計算書を見ていただくと、大体3億円ぐらいが、当年度の純利益になるということになります。これが収益的収入及び支出の財布ですね、俗に言う3条予算の財布です。それで次のページをめくっていただくと、3ページを、資本的収入及び支出。これが第4条、俗に言う4条予算と私どもが言っている予算になります。これが二つ目の財布になります。ここで言いますと、収入が3億9,000万円。3ページの収入、3億9,000万円。支出が25億円です。そこ

の足りない部分を補填財源として一番上に書いてありますように、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めて、不足する額 21 億 1,100 万円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2 億 800 万円。当年度分損益勘定留保資金 7 億 7,200 万円、これが当年度損益勘定留保資金というのが、減価償却と長期前受金を差し引いた差額の部分がここにきます。それが 7 億円、7 億 7,000 万円。建設改良積立金取崩し、11 億 2,000 万円。この 11 億 2,000 万円というのが、先ほど当年度の利益等を今までずっと積み上げてきた分が、建設改良積立金等に入ってます。それでこれが補填財源となるように、年々、今まで内部留保で財源を蓄えてきたところを少しずつ取り崩して、事業していかないといけないという状況に今年度だけでもなります。来年度の予定でもかなりの取崩し、もしくは企業債で対応しないといけないというふうに考えておりますので、料金改定は今後必ず必要になってくるものだと考えているところです。

○委員（前川原正人君）

水道会計は分かりにくいんですね。というのが、先ほども言いましたとおり、減価償却分が入りますので、これは現金が伴わない。儲けというのも、表現悪いんですけど、一つの利益になるわけです。それは減価償却の部分というのは、あくまでも減価償却であって、現金が動かないけど、その分も、本来であれば、利益になっているわけですから、それまで入れてしまうと、どうしてもお金が足らなくなるはずなんですよ。だから市民の目線でいけば、もう少し値下げを。値下げというか、もうそう極端に立方当たり 300 円も 400 円もというのは無理な話でしょうけれど、少しでも今、物価高騰とか年金が減ったりとか、給料も少しは上がってきましたけれどもやはりそれが追いついていないので、少しでも負担軽減という方向での議論というのが必要ではないですかということをお聞きするわけです。水道会計としては何とか赤字が出ないように、何とか長い目で、経営持続可能な予算ということで水を供給するというのもう大前提なことですけど、そういう議論というのが必要ではないですかということなんですけど、いかがですか。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

今減価償却のこと等について委員から発言がありました。公営企業の決算におきましては、減価償却費のように、委員がおっしゃられるように、現金支出を伴わない費用が発生します。減価償却費を計上することによって先ほど説明いたしました内部留保された資金は水道施設の建設改良のために補填財源となります。そのようなことから、減価償却費は、収支計画に必要不可欠なものだと考えているところであります。それともう一つ、現金を伴わない減価償却費を考慮しない水道料金の改定の方法はないのかというような趣旨の質問だったと思うんですけども、日本水道協会が平成 27 年に調査した結果によりますと、議員が今おっしゃるような、現金が不足する分だけの額を水道料金に転嫁すべきでないというということで、この方式を資金収支方式というんですけど、平成 27 年に日本水道協会がその資金収支方式による水道料金の算定を行っている自治体は全体の 13.8%しかないという結果が出ております。残りの自治体については、私どもが今計算をしている総括原価方式という方式で料金算定をしておりますのでほとんどの自治体が総括、事業体が総括原価方式を採用しているところでございます。減価償却費などを含めたですね、このようなことになっております。

○委員（有村隆志君）

中途半端で私も申し訳ないですけど、有収率をこれを簡易水道と、それから水道等は分かるんですか、どれぐらい。

○水道工務課長（養田 健君）

有村委員からの御質問ですが、簡易水道の有収率、令和 5 年になりますが 61.34%。上水につきましては 86.84%になります。簡易水道と上水と合わせた有収率につきましては、81.65%になります。

○委員（有村隆志君）

まずはこの簡易水道なんですけども、これ、かなり低いのかなという気がするんですけども。それで、この簡易水道の給水原価というのはちょっと出るのかな。それとも、これ、簡易水道は何か所ぐらいあるものですかね。

○水道工務課長（養田 健君）

簡易水道の供給単価につきましてですが、令和5年度で130円52銭です。あと、給水原価につきましては166円5銭になります。それと先ほど言った簡易水道につきましてですが、上水につきましては、国分・隼人・溝辺が上水です。あとそのほかの地区につきましては、簡易水道地域になります。

○委員（有村隆志君）

なぜ、簡易水道、それで、国分・隼人・溝辺。福山はないということですか。

○水道工務課長（養田 健君）

福山地区につきましては、牧之原、上場地区のほうが簡易水道になります。下場地区につきましては、国分のほうから水を排水しておりますので上水のほうになります。

○委員（有村隆志君）

ということは、簡易水道、牧之原・国分・隼人・溝辺4か所ということで、なぜこれちょっと聞いたかというところいう厳しい状況の中で、実は地域からですね、「もうおいげん水道も水道部でとってくれんけ」というふうなお話が結構溝辺で、溝辺も確かにもう一つ竹子共生会、そこがお話ありました。今後そういうのが増えるのかなという、そういう状況もある中で、省いて簡単に申し上げますけども、今後水道部のほうは、簡易水道に対して、こういう状況の中で、そういう地域が耐震のこともできないような簡易水道のところがあったりするわけですね。そういうところがあるわけですけど、そこら辺についての水道部として考え方としては、今のところそういうところには手を出さないという方向なのか、それとも、必要があれば、応援しますよと、そこら辺はどのようにお考えですか。

○水道工務課長（養田 健君）

今、有村委員の御質問のほうの確認なんですけど、今おっしゃるのは、竹子の共生会とか、それとかあと国分等にも簡易水道地域、上場地区にはあります。その辺のことの御質問でしょうか。それとも、今、水道事業が管理している簡易水道事業についてでしょうか。先ほどから部長からもいろいろ話がある中で、今の上水道事業にも今かなりの費用をかけて対応しているところであります。それとあとまた水道料金の改正、その辺も含めて今いろいろ議論をしているところです。今、最初、有村委員が言われた簡易水道区域外、共生会とか、ほかのどこにつきましては、今現在、水道区域ではないところでありますので、水道といたしましては、今現状ある水道事業のエリアを更新、そういうのを考えていきたいと思っているところであります。

○委員（木野田誠君）

資料の6ページ。簡易水道の固定資産購入費で土地購入ということで、霧島地区の千滝水源地の涵養林ということになっておりますが、これの面積は幾らぐらいの面積なのか、そして、涵養林ということですが、これを買うようになったいきさつはどういうことですか。

○水道工務課長（養田 健君）

千滝、今委員からの御質問の場所につきましては、霧島神宮の西側、今星野リゾートの南側の霧島側沿い、市道の沿線沿いになるところであります。この場所につきましては、水源が2か所あります。この水源というのが、旧霧島地区の永水以外のほとんどをカバーする水源になります。給水人口的には約4,000人。あと配水量につきましては、1日1,500tを排水しているところではあります。今回の購入する経緯につきましては、去年の令和6年3月のほうから、土地の所有者のほうか

ら、市のほうに対して、購入をしていただけないだろうかという話がありました。その中で依頼があった方からいろんな話を聞く中で、外国の方にもそういう相談をしているところではあるということをおっしゃいました。ここにつきましては、非常に水が豊富なところではあります。表面からもかなり水が出ているような状況で、もし外国の方が購入されて、土地の形状を変えたりとか、そういう水の確保することによって、今現状の水源に何か影響が出るのではないかとということから、副市長、市長のほうにも話をいたしまして、一応購入というので、今考えているところではあります。やはりどうしても、水源の確保ということで必要になったことから、令和7年度で予算を計上したところではあります。

○委員（木野田誠君）

今、水道事業として配管替えとかいろいろあるんですけども、霧島のこのところは非常に水の豊富などところで、霧島神宮もここに持っていると思うんですけども、こういうような外国人が水源涵養地を取得するっちゃうのは、もう県内どこでも特に南薩のほうは激しいという話も聞いているわけですけども。必要なこれは事業だったと思います。そのほかに、霧島の水源地でこのような購入しなくてはいけないような場所ってというのは、何か所かほかにもあるんですか。どうなんでしょうか。

○水道工務課主幹（深水孝志君）

霧島地区にはまだこれ以外に永水の配水地、それと、総合支所の近くにあります下部水源地、中学校の上にあります中部水源地、それぞれ深井戸湧水でありますけれども、その周辺において外資系の方の投資とか、そういうことで水を別のほうに持っていかれるというような件があるような場所はないというふうに認識しております。

○委員（木野田誠君）

市内全般的にどうですか。

○水道工務課主幹（深水孝志君）

市内全般で考えますと、可能性がある場所もないとは限らないと思うんですけども、まだそこまで具体的に調査とか情報収集をしたというところはございません。

○委員（木野田誠君）

水はいろんなところで必要なわけですけども、例えば、霧島市内にも焼酎工場も結構ありますし、こういう食品関係で使うところも水の心配は大分していらっしゃるわけですから、そういうような、外国資本に荒らされるような場所はやっぱり先手先手を打っていかないといけないんじゃないかなと思います。その辺はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○上下水道部長（三島由起博君）

先ほど木野田委員が質問された面積について、まず最初でお答えいたします。面積が公簿面積で8万8,397㎡でございます。今御質問があった、外国資本等のそういった土地購入とかそういった部分に対してということでございますけれども、今回この土地滝水源地千滝水源地については、やはり土地所有者の方からお話があった土地自体が、この水源地を囲むように土地がありますので、やはり今後将来に向けてこういった水源を確保していくということは非常に重要なことだというふうに認識しております。ですので、なかなかその管の更新とか、そういった工事等については、お金を投資すればできる話ですけども、やはり水源というのはなかなか自然の恵みですので、いざ見つけようと思ってもうボーリングをしたからといって、出てくるものでもございませんので、やはり給水戸数が多いところでもございますし、周りを水源地に囲まれたそういった土地に接しているということをお考えすると、やはり重要な土地だということをお認めしまして、庁内で議論した結果として、ここについては、水源涵養林として、ぜひとも取得したいということで予算を計上しているところでございます。

○委員（前川原正人君）

先ほど有村委員のほうからあったんですが、ちょっと聞き漏らしました。簡易水道の供給単価、そして給水原価、もう一度すいませんがお願いします。

○水道工務課長（養田 健君）

まず供給単価についてです。これは令和5年度です。130円52銭。給水原価です。これが166円5銭になります。

○委員（前川原正人君）

ここの議論をすると幾らでも、これはある意味、幾らでも平行線なっていくんで、そこは避けたいと思うんですけど、確認しておきたいのは、簡易水道の場合は、交付税の算定基礎に入っていますよね。地方交付税の。その代わりに、減価償却は見なくてよいという、一つの特例があったはずなんですけど、今回の当初予算で見たときに、簡易水道の部分というのはどうなっていますか、この2点お聞きをしておきたいと思います。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

予算書の4ページの1番下に第10条というところがございます。この中で、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は5,413万8,000円という数字があると思うんですけども、その内訳の中に、簡易水道の企業債の2分の1、これが410万6,000円。それと同じく簡易水道の元金の償還金の2分の1、これが4,788万4,000円。この分が簡易水道に係る一般会計からの繰り出しになります。この繰り出しにつきましては、総務省が定めております繰出基準に則って一般会計から繰り出しを受けているところがございます。私ども水道事業としては、できるだけこのような一般会計からの繰り出しと違ってというのは、繰り出し基準に則った分だけしかもらっていないということで、冒頭にもありましたように、地方公営企業法では独立採算の原則をうたっておりますので、できるだけ私たち、水道料金等で賄っていきたいというふうを考えているところがございます。この中には減価償却を見ないというような制度は、私の記憶の中ではなかったと思います。

○委員（前川原正人君）

要するに、私、旧福山町議会の中では、簡易水道、以前は、海岸地帯も牧之原地方も両方とも簡易水道だったわけですね。本来であれば、先ほどから議論になっている減価償却をやったりすべきだと、老朽化が進んでいけば、その分、もう売り払ったりとか、もうなくなったらもうゼロですけど、持ってる以上はその分は現金を伴わない利益になっていくわけですよ。だから、本来であれば、減価償却をして少しでも会計を軽くしていくというのは当然あって当たり前なんですけど、このことを旧町の議会で議論をすると、地方交付税の算定基礎に入ってるからそれはもうしなくてもいいんだというのが私の認識です。なので、これをやり出すと、上水道のほうと簡易水道のほうと減価償却をするとなると、また水道台帳から全部直さなければいけないというのも分かっていますが、本来であれば、理論的にいけば、簡易水道のほうも減価償却を本来はやるべきではないのかなという、そういう御認識のもとで、やはりそういうのも議論の対象に今後はなっていくのかな。その前に上水道に全部なっていけば、それはもう当然そのことが、もうしなきゃならなくなるわけですけど、その辺が、水道部としてどのようにお考えなんですか。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

合併前のこれは恐らくなんですけれども、福山町の簡易水道事業につきましては、公営企業法適用外ではないかと思えます。それで私どもが上水、簡水、公営企業法適用と予算決算をしているところなんですけれども、それでいきますと、やはり複式簿記による予算決算をとらないといけないということになりますので、その中には必ず減価償却費というのは、投資をした分、耐用年数分で終わった分の減価償却費というのは先ほども言いましたように補填財源等になるものですから、必ず必要になってくるものだと認識しているところがございます。

○委員（野村和人君）

確認だけさせていただきたいと思います。説明資料の4ページ、下段のほうに工事請負費のところで19億5,325万円計上されております。19億円ものですからもう少し明細を書いていただきたいというふうに思いながらなんですが、この国分地区、隼人地区、地区ごとの金額、そして消火栓はどこに設置するのか、横川地区については先ほど、簡易水道と言われたところでここに上がっているということは、また何か説明があるのかなと思います。そこを含めて御説明いただきたい。

○水道工務課長（養田 健君）

今委員からの御質問の回答になります。まず、国分地区につきましては、工事費のほうは16億7,585万円、隼人地区は1億5,960万円、それと、消火栓設置につきましては、国分地区で1か所、それとあと霧島地区で1か所の設置となっております。

○水道工務課主幹（深水孝志君）

まず、国分地区の11路線について内訳を申し上げます。まず、1点目が国分台明寺配水区のシールド工事、合計額ですね、すいません。[44ページに答弁あり]

○委員長（久木田大和君）

後もってお知らせください。

○委員（野村和人君）

もう1点、予算書の5ページにあります。取得する資産の中に、給水タンクと土地とあります。土地は先ほどのことなのかなと思いますけども、給水対応について更新なのか、どのような背景で入れ替えるのか教えてください。

○水道工務課長（養田 健君）

給水タンク車の分については購入になります。購入につきましては、タンクの容量が3,000L。あと加圧機能を有したものになります。高さ25mの高さまで水を送ることができる給水タンク車となります。

○委員（野村和人君）

増車ということで、どのような背景で増車が必要と考えて今回購入するのか教えてください。

○水道工務課長（養田 健君）

まずは去年の日向灘地震のほうで、水がかなり濁ったような状況でありました。そのようなことから水道工務課のほうで管理している給水車のほうが2tが3台、加圧が1台ある中で作業したところでありました。ただ当然、それでは足りなく、日本水道協会鹿児島支部を通じて応援依頼をかけたまま、始良市、薩摩川内市、鹿児島市のほうから給水車をお願いをしたところでありました。今後また、濁り等も発生したりすることによりますので、先ほど部長からもお話がありましたとおり、給水活動の充実を図らないといけないということから、今回、給水車のほう、令和7年度で1台購入するという事になった次第であります。

○委員（野村和人君）

これに伴う予算は幾らと読み取ればいいのか教えてください。

○水道工務課主幹（岩元陽一君）

7年度の予算ですが2,944万7,000円でございます。

○委員（松枝正浩君）

確認ですけれども、この予算書の40、41ページであります。水道事業における固定資産の購入ということで85万7,000円ということでもありますけれども、この中に台明寺導水管管路用地ほかというのがありますけれども、詳細について御説明いただけますか。

○水道工務課長（養田 健君）

今台明寺水源から宇都良配水地のほうに送水管の整備を計画しております。あそこは長谷橋、長谷

橋は木原に上がるところの道路になりますが、そこがに普通河川があって、市道橋があるところ、幅員が狭い橋があります。そこで推進工法、川の川底に水道管を入れる工事をしますが、その発信基地として確保する土地になります。ちょうどこちらから言えば、木原から郡田川のほうに向かっていった所の右側の部分の用地になります。その購入をすることとしております。

○水道工務課主幹（深水孝志君）

用地取得費の金額として11万6,000円。今、養田課長が申し上げた用地になります。それとそれに伴う補償、これに対して4万円。あと分筆委託料としまして70万円を要求しております。

○委員（前川原正人君）

あと二つお尋ねいたします。一つは、予算説明資料のほうの5ページで、量水器の新設及び検定満了による取替えということで、これ、多分8年に1回の割合で取り替えていくというのがあったと思うんですが、本予算での大体取替えのメーター数、大体、どの程度、どれぐらいを予定されていらっしゃるのでしょうか。

○水道工務課主幹（岩元陽一君）

令和7年度の実績でございます。メーター器は計量法によって8年ごとに交換するというふうになっておりますが、令和7年度で8,584個、取替えの個数でございますね。

○委員（前川原正人君）

これはやはり、1市6町合併して20年たっているわけで、もうずっと毎年やってきている事業と思うんですけれども、大体、期間的には、1日五、六件しか水道業者さんも、場合によってはもうバルブが落ちてたりとかで、なかなか古くなるというか、水質などによっても、時間がかかったり、苦労をされているのもあるわけですが、大体どれぐらいの期間を予定されていらっしゃるんですか。

○水道工務課主幹（岩元陽一君）

メーター交換につきましては、委託をして、業者のほうで取り替えをしていらっしゃいます。各業者で、それぞれこちらのほうから、地区を選定、戸数を選定いたしまして、1日当たりの件数というのが、その替える場所によっても違いますけれども、替えるところであれば20件ぐらいは変えられたり、今、おっしゃるとおり、10件、5件という場合もございます。

○委員（前川原正人君）

大体状況によって時間がかかるところからないところもあるんですけど、時間的には年度内で全て終わらせるんですけど、寒い時期というのはできないわけですね。だから大体のめどをどれぐらいのスパンで終わらせるという計画を持っていらっしゃいますか。

○水道工務課主幹（深水孝志君）

今、メーター器につきましては8年間の満了を迎える年度の、年6回に振り分けをしまして、管工事組合のほうに業者に委託しております。その中で到来の早いものから、大体1か月のうちに済ませていただくように、といいますと、検針業務に関わる場所もあるものですから、月初めまでには取りかかっていないといけないと。いうところを、管工事組合との調整をしながらやっております。

○委員（前川原正人君）

理解しました。それともう一点は、基幹管路の耐震化率ですね。やはり昨年地震で、やはり耐震化が相当、話題にもなりましたし、何も無いのが一番いいんですけど、そういうわけにはいきませんので、本市のこの基幹管路の耐震化率という点では、どれぐらいいっているのでしょうか。

○水道工務課主幹（深水孝志君）

4年度の水道統計の中での数値になりますけれども、基幹管路の総管路延長が5万8,721m、その中で耐震適合管の延長が2万6,458m、耐震適合率としまして45%。参考までに全国平均が42.3%、

鹿児島県の平均が 29.6%ということで、本市は基幹管路の耐震化率については、上回っているという状況です。

○委員（前川原正人君）

これも金が掛かる作業であって、財源のちゃんと裏づけがあって、その上での事業というふうになるんですけれども、なかなか 100%というのは難しいというのも認識をしているつもりです。がしかし、やはり耐震化率を上げていくという点では、この施設を守っていく上でも欠かせない事業というふうになるわけなんですけれども、今回の予算の中で、耐震化率を上げるための予算措置というのは含まれておりますか。

○水道工務課主幹（深水孝志君）

次期シールド工事ということで 20 億 9,000 万円の総額で、債務負担行為の中で 3 億円分を計上させていただきます。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（佐々木宏大君）

途中にございました会計予算 1 ページ、給水戸数を人口に直すというところがございます。毎年 3 月に最新の人口統計でとっておりますが、簡単に令和 5 年度決算にここ近年の人口の伸び率を掛け合わせたもので申し上げます。水道事業 5 万 3,600 戸に対して、10 万 3,800 名の市民の皆様、簡易水道事業 9,200 戸に対しては 1 万 5,100 名の皆様、合計で 6 万 2,800 戸に対して、11 万 8,900 名の皆様になるかと思積りをしております、6 年度の決算でもって確定値を御提出させていただきます。

○水道工務課主幹（深水孝志君）

先ほどの野村委員の質問に対しましてお答えいたします。まず国分地区です。11 路線 3,149m の工事費を予定しております、金額にしまして、8 億 2,665 万円。次が隼人地区になります。6 路線、1,220m、金額にしまして 1 億 360 万円です。溝辺地区になります。3 路線、824m、工事費にしまして 6,021 万円です。次が横川地区です。5 路線、1,243m、工事費にしまして 8,218 万円です。次は牧園地区です。1 路線 250m、工事費が 1,750 万円です。次が霧島地区、3 路線、420m、工事費が 3,350 万円です。福山地区 4 路線、650m、工事費が 3,500 万円です。あと消火栓の設置箇所につきまして、消防局から 2 基の要請が来ております。1 か所が国分の松木、天降川小学校の北側に位置するところになります。もう 1 基が霧島国分霧島線の県道沿いになりますが、ファミリーマートがございます。その前に設置するように要望が来ております。

○委員（野村和人君）

この説明資料の中の 4 ページには、横川までは書いてあって、消火栓は 1 基と書いてあります。今、御説明では、牧園、その他の地域もございました。これは説明資料が間違っていて、その他が入っているということでしょうか。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（佐々木宏大君）

委員の見られている資料の部分が、上水道事業に属する部分でございます。同じ資料 6 ページを御覧いただきますと、簡易水道事業において、横川、牧園、霧島、福山地区について言及がございます。そちらもあわせて御確認いただければと思います。

○委員（野村和人君）

なので 19 億円の内訳をさっきわざと聞いたんです。別ページにあるなど分かってはいたんですけど、こちらをまず聞いたところが本音です。その上で御答弁いただければよかったですと思います。今後、また記載していただければすぐ分かることかなというふうに思います。よろしくお願ひします。

○委員（前川原正人君）

もう一つすみません、聴き忘れまして。先ほど、耐震化率で、今のところ大体 45%ですよという

ことで御回答を頂いたんですけど、その中で、先ほどもありましたとおり、シールド工事の中に、約3億円が予定をされているということでおっしゃったんですけど、この分を入れるとパーセンテージはどれぐらいになると見込んでいらっしゃるんですか。

○委員長（久木田大和君）

今もって答えられないようだったら、また後ほど答弁をください。

○水道工務課主幹（深水孝志君）

先ほど申し上げました、耐震化率と耐震適合管率の延長につきましては、令和4年度の状況です。これに昨年、工事が完了しましたシールド工事、これが1,648mございます。これは含まれておりません。それと、7年度から次のシールド工事、予算要求をしておりますけれども、この延長が859m、これまで含めまして事業が完了したという段階での適合率が49.3%になります。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第33号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時28分」

「再開 午後 2時34分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第34号、令和7年度霧島市工業用水道事業会計予算の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（三島由起博君）

議案第34号令和7年度霧島市工業用水道事業会計予算について説明します。本予算については、国分上野原テクノパークに立地している工場等への工業用水等の安定供給を目的として編成しました。霧島市工業用水道事業会計予算書の1ページをご覧ください。第2条「業務の予定量」について、令和7年度の給水事業所数は、23事業所、年間総給水量は、10万6,215^m、一日平均給水量は、291^mを見込んでいます。第3条「収益的収入及び支出」は、収入及び支出の総額、それぞれ2,720万2,000円を計上しています。2ページをご覧ください。第4条「資本的収入及び支出」は、収入0円、支出の建設改良費23万5,000円を計上しています。第5条「債務負担行為」は、工業用水道事業施設更新基本計画作成業務委託の債務負担行為に関する事項を定めています。その他詳細については、上下水道総務課長が説明しますので、よろしくご審査くださるようお願いいたします。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

議案第34号令和7年度霧島市工業用水道事業会計予算について、説明します。説明資料は、「工業用水道事業会計予算書」と別冊の「企業会計予算説明資料」です。工業用水道事業会計予算書の1～3ページは、部長説明と重複しますので、省略します。4～5ページの予算実施計画については、15ページ以降の予算参考資料に、節ごとの積算を掲載していますので、後ほど説明します。6ページは、令和7年度の予定キャッシュ・フロー計算書で、令和7年度の資金期末残高を6,343万4,000円と見込んでいます。7ページは、債務負担行為に関する調書です。8～9ページは、令和7年度の予定貸借対照表です。左側の「資産の部」、右側の「負債の部」と「資本の部」の合計は、それぞれ3億26万7,963円です。10ページは、令和7年度の注記表です。11ページは、令和6年度の予定損益計算書です。営業収益から営業費用を差し引いた営業損失が、2,097万5,000円、これに営業外収益及び営業外費用を加減した経常利益は76,000円で、この額を当年度の純利益と見込んでいます。12～13ページは、令和6年度の予定貸借対照表です。左側の「資産の部」、右側の「負債の部」と「資本の部」の合計は、それぞれ3億1,864万7,963円です。14ページは、令和6年度

の注記表です。続いて、15 ページ以降の予算参考資料について、収入、支出の計上額の主なものを説明します。15～16 ページ、収益的収入の工業用水道事業収益のうち、営業収益の給水収益は 575 万 5,000 円、営業外収益の長期前受金戻入は 1,842 万 3,000 円です。支出については、別冊の「企業会計予算説明資料」7 ページで説明します。(款) 工業用水道事業費用 (項) 営業費用の原水及び浄水費は、264 万 9,000 円です。主なものは、水源地施設電気料の動力費等 222 万円です。配水及び給水費は、372 万 5,000 円です。主なものは、水質検査、施設監視業務等の委託料 38 万 8,000 円、量水器等の修繕費 277 万 2,000 円です。総係費は、通信運搬費等の 31 万 6,000 円です。(款) 資本的支出 (項) 建設改良費は、メーター費 23 万 5,000 円です。以上で、工業用水道事業会計予算の説明を終わります。

○委員長 (久木田大和君)

内容が重複するような質問については、まとめてお願いいたします。関連のある場合は関連とだけいただければそれであわせて指名をいたします。また内容についてはまとめて質疑をお願い、要点をまとめて質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

○委員 (松枝正浩君)

予算書の 7 ページ、債務負担行為に関する調書というのがございます。その中に工業用水道事業施設更新基本計画作成業務委託、この中身と、債務負担行為を組む理由を教えてください。

○水道工務課主幹 (深水孝志君)

この委託の中身ですけれども、工業用水道事業、平成元年に整備がなされまして、年数がたってきました。将来的に耐用年数等も迎える中で更新をしなければならない。その中で、更新費用の捻出がなかなか工業用水の水道料金だけでは捻出ができないことから、水道事業に移管をしましょうということで、在り方検討委員会等を開催しながら、その方向で、令和 10 年に移管する方向で今準備を進めているところでございます。その移管に向けて、今の施設が、改修を必要としますので、水源、管路、排水設備、まずこれの現状と、ユーザーさんの水の使用料、このあたりも総合的に分析しながら更新計画を立てて、最終的に更新の事業費の概算を導き出したいという委託になります。債務負担としましては、令和 7 年と 8 年度にわたって、委託をお願いしようと考えておりますので、債務負担行為での計上になっております。以上です。

○委員 (松枝正浩君)

分かりました。2 か年でこの委託をなさるということですね。あわせまして今ありましたように 10 年に向けて、水道事業との統廃合をしていくということでありまして、令和 5 年度の監査委員の意見書の中では統廃合までの期間も経営の効率化を一層進めと、というのが努められたいというようなこともございます。この点、令和 7 年度ですね、どのようなことをなさっていくのかお示し頂けますか。

○上下水道総務課政策グループ主任主事 (佐々木宏大君)

現在、工業用水道事業、委員御承知のとおり予算にも計上しております一般会計から 300 万円の繰入れを受けた上での経営というものが長らく続いている状況でございます。一方で支出に関しましても、もう本体工事のための予算もほとんどとることができない、修繕予算も最低限しかちょっと確保ができない状態が今もなおちょっと続いている状態でちょっとこれ以上の予算の捻出というのも歳入確保や収入の確保もちょっと難しいところで、システム削減もなかなか難しいところなのですが、あえて一つちょっと来年度に向けて手を打ったところとしましては、工場用水道協会様のほうに長年お世話になっていたところでございますが、このたび市長名でお手紙を出しまして、もうちょっと 3 月末をもって脱退させていただきますと、ちょっとそういったところから、年会費の支出を来年度予算から計上を外したというそういった取組もさせていただいたところで、今後とも上下水道部としては、新たな収入確保対策、支出削減対策は、3 事業とも、全てにおいて可能性を模

索していきたいと、引き続き考えているところでございます。

○委員（前川原正人君）

本来であれば、独立採算制でなければならないんですね。今、日本水道協会のほうを脱退をされたということなんですけれど、その分がある意味、軽減、会計の軽減につながったということで理解をしたわけですが、金額は大体どれぐらいが、支出をされていたのでしょうか。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（佐々木宏大君）

はい、申し上げます。令和5年度からの減額といたしまして、工業用水道協会負担金の減少として、予算額ベースで8万8,000円。その他ですね、そういった協会の関係で、研修ですとか、そういった旅費の関係も合わせて、6万9,000円削らせていただきまして、合計で15万7,000円の支出削減をこの部分でさせていただいたところです。

○委員（前川原正人君）

脱退をすることで、何か弊害等については何ら問題はないという理解でよろしいですか。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（佐々木宏大君）

脱退に関しましての弊害は現時点ではないと考えてございます。近隣ですと、鹿児島市さんも工業用水道を経営しておりますが、かつて経営削減の観点から脱退されたというお話を今回聞き及んだところでございます。九州管内の工業用水道のユーザーとは工業用水道協会様の外ですね、情報共有の場つながりを設けておりまして、情報収集に関してはもう引き続きそちらなどをもとに、入念に行っていきたいということで考えてございます。

○委員（前川原正人君）

もう1点はですね、いわゆるテクノポリス構想が旧国分のときにあって、その流れの中で、いわゆる当時の通産省ですかね、今の産業、何とか省、当時通産省だったと思いますけど、そこの協議の中で、責任水量制ということが一つあって、その上で、旧国分の時代からずっと流れてきているわけですが、そこの責任水量制の部分については、霧島市がやはりしっかりと責任を負っていくという、そういう理解でよろしいですか。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

今、委員おっしゃるように、この工業用水供給先のユーザーのところにつきましては、最低でも、1日10tという責任水量制を使おうが使わないだろうが、10t分の45円ですので450円は頂くように今しているところです。それで先ほどもありましたように、令和10年に上水道に移行する予定でございます。上水道に移行した暁には、私どもが通常使っている水道料金の体系、基本料金と従量料金のほうになっていくものだと考えているところです。

○委員（前川原正人君）

やはり独立採算って言いながらですね、いいながらっていうかこれまでのことですが、一般会計から300万を毎年入れてたわけですね。やはりその上に、長期前受け金の戻入れで、1,842万3,000円と、この分が、会計を支えていたということになるんですけど、問題は、先ほど課長がおっしゃるように、やはり立方当たり45円ですね。これが余りにも安過ぎたということになるわけですが、やはり今確認になりますけど、今後、水道会計と統一されることになれば、今の水道料金と同等の重量制、基本料金は、現在並みの料金になっていくという、そういう理解でよろしいですか。

○上下水道総務課主幹（瀧間 宏君）

この当時45円としましたのは、補助事業を活用した場合に、いわゆる基準料金というのがございまして、45円以内に収めることという関係で当初45円に設定をしておりました。先ほど来御説明をしていますとおり、令和10年をめどに水道事業に統合、移行した際には、現在約600万円の収益が、工業用水道事業ユーザーの水道料金として約900万円、300万円程度増収が見込まれております。この内訳としましては、

おおむね半分の事業所が負担増となりまして、増収がプラス 360 万円。一方、残りの半分の事業所につきましては、現在の水道料金よりも、下がる見込みで減収総額がマイナス 60 万円、水道事業体の収益としましてはトータル 300 万円の増収。繰り返しになりますが 600 万円の現在の収入が約 900 万円の増収となる見込みでございます。あわせまして、現在 300 万円を一般会計から繰入れておりますが、水道事業統合で不要になるものと考えております。

○委員（有村隆志君）

統合に向けて、令和 10 年度に向けてということで、この企業さんへの、今、委託が今回出たわけですよ、管路であったり改修の計画、ただどこの中でも、各購入テクノポリス、ここに来ていらっしゃる企業にはもう説明が終わったということですか。

○上下水道総務課主幹（瀧間 宏君）

令和 10 年度に工業用水が廃止をして水道事業に統合するという方針につきましては令和 5 年度中に、令和 4 年度末から令和 5 年度にかけて、現地調査なども、含めまして、3 度の説明を行いました。その中で料金の増加見込み、減少見込みにつきましてもそれぞれ各企業のシミュレーションという金額をお渡ししておおむね大きな方針として理解をしていただいたものと認識しております。

○委員（有村隆志君）

了解しました。それで了解頂いたということでもありますので、今後、ただその令和 10 年度までは今のやり方で、7、8、9、3 か年は今の中でやるということでございますので、その間にしっかりと設計と。それから説明とって、この水はもともとがすごく工業用水っちゃうのは大体飲めないようなのが工業用水だったのかなという、僕はそういう認識ですけど、ただ、県から引き継いだときからもうそれはすごくきれいな水だったというふうに考えていますので、そんなに特別すごく向上しないといけないということではない。水源地もちゃんとあるので、そういうたくさんの費用は要らないと考えているんですけども。その部分での、費用の増はないということではよろしいですか。

○水道工務課主幹（深水孝志君）

今ある施設を耐震化、並びに、施設更新ということを考えますと、令和 4 年度に概算を出してみました。これはあくまでも水道部内での金額ですけれども、そのときに 17 億必要という金額が出ております。昨今の物価高騰、それと人件費かれこれをまた反映させ直しますと、まだ上がるだろうとは思っております。

○委員（前川原正人君）

先ほどおっしゃった、 m^3 当たり 45 円から水道事業会計のほうに統合したときの試算というのをおっしゃったんですけど、それは資料としては出せないですか。どこの業者が幾らでとかそういうのはいいんです。大体全体で幾らで、そのことによってどういうふうに変化していくんだという流れですね。その部分は資料としては出せないですか。

○上下水道総務課主幹（瀧間 宏君）

今おっしゃいましたとおり、特定の事業者名を見えないように付した上で提供することは問題ないと考えております。あともう 1 点、この令和 4 年度から 5 年度にかけて、説明をした際には、令和 8 年度以降に予定をしております水道料金改定についてはそのときは言及しておりませんでしたので、またその方針が決まった際には、改めて丁寧な説明が必要であるというふうに考えております。

○委員（有村隆志君）

もう 1 回確認ですけど、先ほど団体から脱退するけど問題ないと。ほかにはもうこの例えば通産省に届出をしないといけないとかそういう問題は何かはないということではいいですか。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（佐々木宏大君）

日本工業用水道協会、営利を目的としない団体ではございますが、こちらに関しては任意の団体であり、私どもが加入した時点においても、加入率は七、八割ぐらいだったと認識をしております。一方で今議員がおっしゃってる国に対する事業認可ですとか、そういったところに関しましては、令和10年度の脱退と同時にしかるべき手続きがやはり必要になってきます。水道事業側のほうの認可の改定も併せて必要になってまいります。この辺りにつきまして今後の令和7年度以降、着実に進めてまいりたいと考えております。

○委員（有村隆志君）

補助事業を頂いた事業だったということですので、その返還とかいうのも入ってまいりますか。

○上下水道総務課主幹（滝間 宏君）

今御質問のありました補助金の返納についてでございます。こちらの補助金の返納につきましては、令和4年度中に県、国と交渉をしておりますが、まだ、私どもの10年度の統合という結論が出ておりませんでしたので、この補助金返納の要否というのは、現時点では答えが出ておりません。ただ令和5年度末試算で申しますと、返納を求められた場合に約430万円程度返納が生じますが、令和10年度に事業廃止をした際にはこれが幾らか縮減されて数百万円程度の規模となろうかと思っております。ルールに従って対応したいと考えております。

○委員（前川原正人君）

補助金の返納部分については、これは補助金適化法の枠内での対応という理解でよろしいですか。

○上下水道総務課主幹（滝間 宏君）

そのとおりでございます。

○委員（前川原正人君）

今度はいわゆる起債、借金ですよね。だから、それなんかも当然借金があれば、引き継ぐことになるだろうし、例えば繰上げ償還とか、そういうのも、予定というかまだ先々の話ですけど、その辺についての議論というのはどうなんですか。

○上下水道総務課主幹（滝間 宏君）

今現在、工業用水道事業につきましては、平成元年の供用開始以降に財産を引き継いでからは、令和2年のダウンサイジングの際に一定の工事費用を要しましたが、一般会計からの繰入れで賄いました。今後、下水道事業に統合して以降、先ほど説明がありましたとおり約17億円の事業費を企業債をもって賄いたいという計画としております。こちらにつきましては元利償還金の全てを一般会計から補助を受けることとしておりますので、現時点では繰上げ償還などの予定はなく、20年の整備を終えて以降35年間かけて償還をする予定となっております。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第34号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時59分」

「再開 午後 3時03分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第35号、令和7年度霧島市下水道事業会計予算の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（三島由起博君）

下水道事業会計予算書の説明の前に、上下水道部が所管する主要事業について説明します。配付資料の「令和7年度当初予算主要事業資料」の24～28ページをご覧ください。雨水対策については、市街地における更なる浸水被害対策の実施が、喫緊の課題となっています。このような中、日当山地区においては、調整池や姫城2号排水機場の整備に取り組み、姫城地区においては、引き続き、樋門及び排水路整備を進め、国分中央地区においては、対策施設の流末部分となる奈良田地区導水路の事業用地の取得等に取り組みます。また、令和8年度以降の「防災・安全交付金」の重点配分項目の要件となっている雨水出水浸水想定区域図の作成を行います。令和7年度については、これらの下水道事業による雨水対策に要する予算として、総額12億6,083万4,000円を計上しています。それでは、議案第35号令和7年度霧島市下水道事業会計予算について説明します。令和7年度は、公営企業の経済性と公共性の両立を図り、快適な生活環境の確保と河川等の公共用水域の水質保全に資するとともに、霧島市雨水管理総合計画に基づく、豪雨時の浸水・冠水被害の軽減を目的とした施設整備のために予算編成しました。霧島市下水道事業会計予算書の1ページをご覧ください。第2条「業務の予定量」について、令和7年度の排水戸数は、1万8,643戸、年間総処理水量は、597万1,208㎥、1日平均処理水量は、1万6,359㎥を見込んでいます。2ページをご覧ください。第3条「収益的収入及び支出」は、予定量に基づき、収益的収入14億8,504万円、支出12億8,179万1,000円を計上しています。第4条「資本的収入及び支出」は、資本的収入17億4,000万5,000円、支出22億34万4,000円を計上しています。3ページをご覧ください。第5条「債務負担行為」は、「水洗便所等改造資金融資あっせん利子補給」等に関する事項を定めています。その他詳細については、上下水道総務課長が説明しますので、よろしくご審査くださるようお願いいたします。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

議案第35号 令和7年度霧島市下水道事業会計予算について、説明します。説明資料は、「下水道事業会計予算書」と別冊の「企業会計予算説明資料」です。下水道事業会計予算書の1～2ページは、部長説明と重複しますので、省略します。3ページ、第6条「企業債」は、資本的収入である企業債の限度額等を定めています。5～7ページの予算実施計画については、23ページ以降の予算参考資料に、節ごとの積算を掲載していますので、後ほど説明します。8ページは、令和7年度の予定キャッシュ・フロー計算書で、令和7年度の資金期末残高を1億6,990万1,000円と見込んでいます。9～11ページは、給与費明細書です。12ページは、債務負担行為に関する調書です。13～14ページは、令和7年度の予定貸借対照表で、左側の「資産の部」、右側の「負債の部」と「資本の部」の合計は、それぞれ217億2,865万6,376円です。15～16ページは、令和7年度の注記表です。17～18ページは、令和6年度の予定損益計算書です。営業収益から営業費用を差し引いた営業損失が、4億8,688万8,000円、これに営業外収益及び営業外費用を加減した経常利益が、1億8,978万6,000円、これに特別利益及び特別損失を加減した1億8,965万1,000円を当年度の純利益と見込んでいます。19～20ページは、令和6年度の予定貸借対照表で、左側の「資産の部」、右側の「負債の部」と「資本の部」の合計は、それぞれ206億4,465万179円です。21～22ページは、令和6年度の注記表です。続いて、23ページ以降の予算参考資料について、収入、支出の計上額の主なものを説明します。23～24ページは、収益的収入です。下水道事業収益の営業収益のうち、下水道使用料は6億2,805万円、雨水処理負担金は7,633万7,000円です。営業外収益のうち、他会計補助金は6,449万6,000円、長期前受金戻入は3億3,596万1,000円、資本費繰入収益は3億4,922万7,000円です。収益的収入の合計は、14億8,504万円、前年度との比較で、3,360万9,000円の増です。25～32ページは、収益的支出です。別冊の「企業会計予算説明資料」で主なものを説明します。8ページ、(款)下水道事業費用(項)営業費用の管渠費は、942万6,000円です。主なものは、管渠清掃業務の委託料380万円、修繕費500万円です。雨水管渠費は、土砂除去重機の賃借料等の167万8,000円です。ポンプ場費は、4,229万8,000円です。主なものは、中継ポンプ場維持

管理業務等の委託料 1,134 万 2,000 円、修繕費 1,750 万円、動力費 1,134 万 1,000 円です。雨水ポンプ場費 1,000 円は、保険料です。9 ページ、処理場費は、2 億 6,912 万 5,000 円です。主なものは、職員 2 人分の給与等のほか、処理場維持管理業務等の委託料 1 億 4,511 万 5,000 円、修繕費 3,060 万円、動力費 4,091 万 5,000 円です。総係費は、1 億 6,701 万 6,000 円です。主なものは、職員 4.5 人及び会計年度任用職員 4 人分の給与等のほか、ストックマネジメント基本計画策定業務等の委託料 8,061 万 6,000 円です。雨水総係費は、6,698 万 9,000 円です。主なものは、職員 5.5 人分の給与等のほか、雨水出水浸水想定区域図作成業務等の委託料 1,524 万 4,000 円です。収益的支出の合計は、12 億 8,179 万 1,000 円、前年度との比較で、255 万 9,000 円の増です。次に、資本的収入です。予算書 33～34 ページで説明します。資本的収入のうち、企業債は 2 億 6,640 万円、雨水企業債は 5 億 9,930 万円、雨水他会計負担金は 7,941 万 9,000 円、国庫補助金は 1 億 7,100 万円、雨水国庫補助金は 6 億 36 万 9,000 円です。資本的収入の合計は、17 億 4,000 万 5,000 円、前年度との比較で、1 億 15 万円の減です。35～36 ページは、資本的支出です。別冊の「企業会計予算説明資料」で説明します。10 ページ、(款) 資本的支出 (項) 建設改良費の事務費は 1,174 万 1,000 円で、職員 1 人分の給与等です。管路建設費は、2 億 5,010 万円です。各地区管路施設点検調査業務の委託料 1,500 万円、管渠工事等の工事請負費 2 億 3,510 万円です。雨水管路建設費は、5 億 2,689 万 6,000 円です。主なものは、日当山地区調整池土木工事委託等の委託料 1 億 5,180 万円、姫城地区排水路整備工事の工事請負費 3 億 4,830 万円です。11 ページ、ポンプ場建設改良費は、1 億 4,419 万 4,000 円です。国分第一中継ポンプ場建設工事委託の委託料 1 億 4,000 万円、マンホールポンプ場機械設備更新の工事請負費 419 万 4,000 円です。雨水ポンプ場建設改良費は、7 億 1,723 万 8,000 円で、日当山地区 (姫城 2 号) 排水機場整備工事委託等の委託料です。処理場建設改良費は、7,600 万円で、牧場クリーンセンター改築工事委託等の委託料です。12 ページ、固定資産購入費は、10 万円で、工具器具及び備品購入費です。雨水固定資産購入費は、270 万円で、土地購入費です。資本的支出の合計は、22 億 34 万 4,000 円、前年度との比較で、1 億 2,048 万 4,000 円の減です。以上で、下水道事業会計予算の説明を終わります。

○委員長 (久木田大和君)

ただいま執行部の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員 (松枝正浩君)

先日は現地調査ありがとうございました。それでは予算書の 3 ページ、債務負担行為で組んであります牧場クリーンセンターの改築工事の概要について、少し、どのようなことで、このように債務負担が組まれているのか、お示しいただけますでしょうか。

○下水道工務課長 (八反田竜一君)

この項につきましては、牧場クリーンセンターの曝気装置の工事の委託協定になります。令和 7 年度が 5,500 万円。8 年度が 1 億 1,000 万円を計上しています。

○委員 (松枝正浩君)

それでは、令和 5 年度の監査委員の意見書に 45 ページですけれども、ありまして、より一層の経費削減及び接続率向上等により、収入の確保に努め、健全かつ持続可能な下水道事業の推進を望むというふうな意見が付されているわけですけれども、この点について令和 7 年度、どのような対応をなさっていくのかお示しいただけますでしょうか。

○下水道工務課長 (八反田竜一君)

令和 7 年度の環境の整備ですけれども、延長としまして約 2 km、整備面積としまして 8.2ha を予定しています。接続率の向上ですけれども、工事説明会、また負担金説明会等で接続を促しているところです。

○委員 (松枝正浩君)

現在の令和6年ですかね、6年まだ年度途中でありますけれども接続率が幾らで今後、令和7年度においてどのぐらいの接続率を目標とされているのか、もし数値が設定されていたらお示しいただけますか。

○下水道工務課長（八反田竜一君）

下水道への接続状況ですけれども、令和5年度末になります。国分隼人処理区が供用開始区域面積、これが下水道が整備された区域の人口、それに対する接続人口の割合が86.8%。高千穂処理区が78.3%となっています。接続率ということですが、汚水の整備につきましては、整備面積のほうで算定していますので、先ほどの8.2 haを予定しているところです。

○委員（前川原正人君）

下水道の事業会計予算書の3ページになりますけど、この中で、企業債を予定されていらっしゃるわけですが、実質の4%以内ということで明記があるわけですが、実質金利という点では、どれぐらいのパーセンテージになっているのでしょうか。

○上下水道総務課主幹（滝間 宏君）

現在、直近の借入実績で申し上げますと、年利2.2%の借入れを行っております。

○委員（前川原正人君）

今、市場金利が上がったり下がったりで、読めない、なかなか難しさもあるんでしょうけれど、逆に言うと、いわゆる縁故債ですね。縁故債、市中銀行なんかを入札をして、そしてより安い金利の金融を利用するというのも、十分検討の余地があると思うんですが、その辺についての議論はどうなんでしょうか。

○上下水道総務課主幹（滝間 宏君）

当然、支出削減のために、借入先を公的資金から市中銀行への変更ということも検討してまいりました。現段階では市中銀行の貸付け条件が10年または15年といったところで、下水道事業の施設につきましては、耐用年数が50年、管路で言いますと50年、比較的長い関係上、耐用年数に応じた借入れができないという点が1点ございます。また市中銀行につきましては、下水道事業で我々が必要とする資金規模では、なかなか応札してもらえないという事情もございますので、ただ、当然、支出削減を検討してまいらなければなりませんので、引き続き、調査・研究して、有利な借入れができるようであれば活用してまいりたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

この下水道部分については、牧園地区も全部が全部ではないですけど、入ってると思うんですけど、温泉を持っているホテルと、こういうところが、つないでいただけない。硫黄分が含んでいて、難しさもあるんですけど、このホテル関係への接続についての議論というのは、どうなっていますか。

○下水道工務課長（八反田竜一君）

何箇所かつないでいないホテルもあるんですけど、数年前も推進に行ったんですけど、やはり費用が掛かるようなことで、今のところ浄化槽のほうも大丈夫だということで、なかなか接続というところまで至っていないところです。

○委員（前川原正人君）

やはりこれはもう旧牧園町が突貫事業ということで位置付けて、旧牧園町の時代からされてきた事業があって、やはりそのホテル関係はなかなか、うんと言ってくれない。費用が掛かるのでということでやってるんですけど、例えばそこをもう少し環境をきれいにするという点では、まだまだ議論が詰めていかなければならないという、そういう問題等もあるんですけど、引き続き折衝をしていく、何とかお願いをしていくということになると思うんですけど、例えばその部分についての、少しでも、補助金と言ったら相当な金額になりますけど、そういう議論というのは、今

後は必要になっていくと思うんですが、その辺の掘り下げた議論というのも当然、検討に入っていくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○下水道工務課長（八反田竜一君）

合併浄化槽等から下水道につなぐための補助金ではもう実際ないところですので、粘り強く交渉していくしかないのかなというふうに考えたところです。

○委員（有村隆志君）

ちょっと確認だけ。広瀬、今度スマートインターを造るということでしたので、今回、道路にちょうどインターの10号線があります。あそこには下水管は入っていないんですか。

○下水道工務課長（八反田竜一君）

今度、スマートインターができる市道に入ってはいません。一本西側のほうに入ってます。JAのライスセンターの通りに入っています。

○委員（野村和人君）

ポンチ図の28ページに、雨水出水浸水想定区域図ということで、令和7年度に完成をするということなのかなというふうに見ておりますが、昨今の雨量は想定外というふうに言われたりとか、全然読み切れない部分もあるのかなというふうに思うんですけれどもこれを1,400万円かけて図面化していくということなんでしょうけども、現実的な、今浸水している地域とかそういうところの部分で分かってる部分の図面というものもあるでしょうし、さらに1400万掛ける意味合いにつけて補助をもらうためとはいえど、どういう、どのぐらいの詰めをかくというふうに想定されているのか、教えてください。

○下水道工務課長（八反田竜一君）

この雨水出水浸水想定区域図でも、想定最大規模降雨、1時間当たり153mm。雨によって排水施設で雨水を排水できなかった場合、または排水施設から河川その他の水域もしくは海域に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域ということですね。今回、公共下水道全体計画区域1,851haを対象に作成する予定です。これ国土交通省が浸水対策を実施している全ての自治体に対して、令和7年度までにこの想定区域図を指定するように指導しておりまして、指定しない場合は優先的に交付を受けられなくなるということです。雨水事業に対する交付金の重点配分の要件になっています。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第35号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩をします。

「休 憩 午後 3時26分」

「再 開 午後 3時38分」

△ 議案処理

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案処理を行います。議案番号順に行います。

△ 議案第27号 令和7年度霧島市一般会計予算について

まず、議案第27号令和7年度霧島市一般会計予算について委員間討議に入ります。何か意見はあ

りませんか。

○委員（松枝正浩君）

予算編成方針の各部署における歳入確保、歳出における抑制や類似する事業のスクラップアンドビルドの視点の推進に向け、さらなる浸透を行っていただきたい。事業途中であっても有利な財源を確保する努力と最少の経費で最大の効果を出せるような執行体制のもと、再度支出においては精査を求めたい。特に病院事業会計への繰り出しは、再精査を行い支出されるように努められたい。それから審査側の視点においた丁寧な資料の作成を行っていただきたい。ペーパーレスの視点は重視しなければならないですけれども、必要な事項は掲載していく工夫や努力をしていただきたいと思います。特に財源に係る起債は重視していただきたいというふうに思います。監査委員意見書からもあるように庁内における債権の認識を高め、債権を持っている視点を職員に浸透させていただきたい。収納課における収納率向上の意識が高く、数値もあらわれている現状がありますのでその研修体制など庁内に広がるように、段階的にさらなる研修体制となるように努めていただきたいと思います。DXの視点から、AI活用により業務の効率化及び改善を行い、政策立案業務への転換の視点から、行政内部の改善改革を求めたいと思います。各部署の連携を推進し、事業効率を高めるための努力と推進をお願いしたいと思います。事業効果など、事業における目標数値など明確な視点を持つことが大切でありますけれども、その視点を徹底していただきたいと思います。また、目標数値に達していたとしても新たな目標数値の設定を行い、業務に当たることの推進を徹底していただきたいと思います。各事業における積算根拠や数値等の把握の徹底を図っていただきたいと思います。類似事業も散見されることから、事業の統廃合も含め検討を進めていただきたいと思います。補助金の見直しが3年に1度であるため、令和7年度の見直し時期で類似補助金をはじめ、見直しの徹底を図られたいと思います。特に市民環境部における人権団体への補助金は、特定団体への視点ではなく、まず庁内全体での人権団体等も考慮し、公共の福祉の増進に寄与するものとなるように、重点的に検討を行うことを求めたいと思います。各部署における修繕料については、市民の安全安心の視点から、予算措置上には配慮を行うこととしていただきたいと思います。それから商工観光部の新規事業で、首都圏アンテナショップ運営事業における投資から市内特産品の販路拡大や誘客、定住移住の視点に加え、市内への投資効果が十分に得られるように努めていただきたいと思います。歳入確保の視点から、基金運用からのさらなる運用益が得られるように努めていただきたいと思います。また、監査機能の強化や努力目標である内部統制を推進していく視点から、本市は常勤の監査委員を設置できない環境であります。常勤に近い形態での体制構築と報酬の検討を行っていただきたいと思います。第2次霧島市教育振興基本計画にある夢を描き高い志を持って学び続け、ともに輝く未来を創る心豊かな人づくりが実現できるように、人づくりに対する施策や事業において予算拡充を行っていただきたいと思います。また、社会教育課における郷土館管理運営事業については、市内にある5か所の施設の統廃合等を含むいつまでに実現していくかの方針を令和7年度において、庁内関係部署との協議をしていただきたいというふうに思います。選挙啓発事業で投票率向上に向けた動きを展開していただきたいと思います。維持管理における当初予算ベースで修繕料の傾向が令和元年から令和5年度で約2,000万円伸びでありますけれども令和6年度減少、令和7年度は令和6年度と同額となっております。専決処分から事故の増加傾向をはじめ、市内における道路状況を見てみると、足りているとは考えにくい状況でありまして市民の安心安全の視点からも予算拡充は必要であると考えます。

○委員長（久木田大和君）

今の松枝委員の発言において、委員間討議の中で何を議論しますか。執行部に対しての意見という形で残すのか、委員間でこういったところの議論をするような形のイメージでの発言であるのかが分かりにくいんですけれども。そこをちょっと御説明いただいて、その中でこういった議論を進

めるべきかというところあるんですが。この中で委員間で議論をした上でそれをどういった形で残していくかという議論は必要だと思うんですけども、各個人の意見という形で今おっしゃっていただいたこと自体は議事の中には残るかと思うんですけども。その中でどういう議論をするかというところなんですがいかがでしょうか。

「休憩 午後 3時44分」

「再開 午後 3時46分」

○委員長（久木田大和君）

再開します。

○委員（松枝正浩君）

感じたことをちょっと申し上げましたけれども、議論がなかなか難しいところもありますので1点だけ。審査側の視点に置いた丁寧な資料というのが必要ではないかなというふうに思っています。ペーパーレスの視点というのも当然あるわけですけども必要な事項は求めていくというようなことも必要じゃないかなと思いますし、財源もなかなかこの見ていくと分かりにくいところもありますので、そういったところを少し丁寧な、審査側にとっての丁寧な資料を今後提出していただきたいというふうに思っております。

○委員長（久木田大和君）

ほかに御意見をありませんか。

○委員（野村和人君）

確かに全体的にいうふうに思いながら、ピックアップ少しさしていただくと、消防局や上下水道部なのかなというふうに思いました。消防局で言いますと2億4,000万の高機能消防指令センターの件、目的や背景、内訳についての説明がなくて後から提出いただきました。また上下水道部においても19億5,325万円の一括計上だけだったということについては、紙面の右側はスペースが十分空いてたと思いますので、そこにしっかり記載しておくべき事項だと。そしてまた、給水タンク購入に関しても2,944万ということでしたけども、口述でさえも触れられなかったところについては、今後に対して改善していただきたいと。この消防局に関しては昨年でも、予算委員会の中でも、準備不足という指摘があったようでございますので、数年にわたり同様の指摘がないように、しっかりと今後に向けて改善されるように、委員長からも御要望等お願いしたいというふうに思っております。またちょっと、資料的な面ですけども、予算説明資料の書式についても、財源を記載してほしいという要望が昨年もあったようでございます。そこについても一言添えていただきたい。またタブレットで、今回、見たメンバーとそれぞれペーパーの方もおられたと思いますけども、見ているとページの表示位置をですね、上部に設けたほうがいいのか、そういったものもいろいろ書式についてのこともありましたので、今後のペーパーレスについて向けて、書式について検討し統一性を持っていただきたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（久木田大和君）

今2点、資料の明記について。野村委員が指摘の部分2億4,000万の部分の消防局、それから上下水道部の19億の金額なんですけれども、金額が大きい部分についてはある程度詳細に明記する必要があるのかなというふうに感じたところだったんですが、ただ、幾ら以上のものを明記するかというところはある程度ちょっと線引きをした上で、それ以上については必ず書いてもらうというような形で、議会のほうから執行部のほうに要請する必要があるのかなあと思っていたところですが、そこについての御意見は何かありませんか。金額的なものであったり、各事業の項目のようなもの、目安のようなものがあれば、あわせて申し送りをしたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。金額が低いから書かないでいいというわけではないので、説明しないといけないんですけど

も、要は高いからというだけで必ず出せということでもないのかなというふうに。今回 19 ぐらいの上下水道部の各項目でいうと何千万単位であるんですけど、積み上げると 19 億になるということだったので、そこについての御意見はいかがですか。休憩をします。

「休憩 午後 3時51分」

「再開 午後 3時56分」

○委員長（久木田大和君）

再開をします。まず資料の提供に関しましては、新規、更新それから拡充等については、詳細なポンチ絵等の説明の資料を求めるといってまとめたいと思います。また資料について、財源について、きばいやんせ基金その他基金を含めて一般財源以外のものを充当するような場合は、主だったものについては説明資料の中に明記をしていただくという形で載せていただくということによろしいでしょうか。休憩をします。

「休憩 午後 3時58分」

「再開 午後 4時01分」

○委員長（久木田大和君）

再開をします。今回の質疑答弁の中で質疑に関連すること以外の要望であったりとか、個人の意見等を発言する機会が多くありました。また執行部においても、答弁以外の説明など予算に関係のない部分まで、丁寧な答弁という形ではあるんですけども、もっと的確に要点をまとめて発言を求めるといってほしいと思います。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許可します。

○委員（前川原正人君）

私は議案第 27 号、一般会計予算に対しまして反対の立場から討論に参加をいたしたいと思います。反対するまず 1 番目の理由でございますが、マイナンバーカード発行事業におきまして、本予算にも 9,258 万 1,000 円ということで、これは全部ではないですけども、その一部が含まれていることにあります。これは外国人、日本人問わず日本にいる人たちを全て対象にして、一生変わらない番号をつけるものであります。他分野の個人情報をひもづけをして利用できるようにすること自体がプライバシー権の侵害の危険を持つ重大な問題であると認識いたしております。これに対しまして、7 割の国民が、廃止や中止を求める事態となっております。二つ目の反対の理由は、部落解放同盟単人支部への補助金 97 万円が含まれていることとあります。人権を擁護し、啓発することは大いに進めていくべきとは思いますが、本予算の計上というのは地域改善対策特別措置法はもう既に執行をしておりますけれども、それにかわる部落差別解消法という法律によりまして、社会的に解決している部落問題を掘り起こし固定化する懸念がございます。三つ目の反対の理由は、新年度から牧園三体小学校と福山小学校の休校を予定をしておりますけれども、学校が休校すればこのまま何も手を施さなければ、そのまま廃校ということも十分に懸念をされるわけでありまして、学校がなくなるということは、地域の自治会活動、コミュニティなどの地域活性化においても大きな損失が考えられます。一方で、市が進める移住定住促進でも、学校がなくなれば、人を呼び込むことも難しくなることも懸念をされるわけでありまして。最後の反対の理由は、現在、指定管理されております単人温泉プールを休館、廃止の方向で検討をされ、既に新年度から休館することが明らかになっております。昨年 12 月の議会の中での議案として、指定管理議案として、全会一致でこれが議決をされており、年間 1 万人以上の人たちが利用をされております。老朽化を理由に休止、廃止を前提

にするのではなくて、継続する方向で、これまでも十分な議論があったとは認識をいたすところですが、すけれども、もっと十分な検討をすべきであり、現在の技術を駆使すれば、健康増進施設としての役割を発揮させるための施設になっていくということが求められておると思います。以上、反対の理由をごく一部を述べまして、私の本案に対する討論といたします。

○委員長（久木田大和君）

ほかに反対者の意見はありませんか。それでは、次に原案に賛成者の発言を許可します。

○委員（野村和人君）

私は、第27号一般会計予算、当初予算、予算額806億6,000万円に対して賛成の立場を明確にして討論に参加いたします。今回の予算については国の施策もしっかりと見据え、予算編成されてあると感じております。特に昨今、市民生活に直結している物価高騰対策重点支援、地方創生臨時交付金を活用した市民負担の軽減につながる予算措置は、市民に寄り添った大変有効的な対応であると感じます。その上で、(仮称)霧島市クリーンセンター建設事業や霧島市市民会館改修事業、(仮称)霧島市総合保健センター建設事業などの老朽化の激しい施設更新や市民生活に必要な不可欠な施設新設などの大型物件建設事業や治水対策事業などのハード面の整備が計画されております。また、不採算部分を含む公立病院ではありますが、地域医療の充実を図るため、医師会医療センターへの伴走的支援、さらに医療機関等への窓口負担のない、いわゆる現物給付方式の対象者を拡大し、自己負担額の無料化の実施なども特徴的だと思います。また、市制施行20周年を機に、首都圏においてのアンテナショップ運営事業運営開始やNHKのど自慢、霧島農林水産フェス、公園施設無料開放といった市民が直接感じやすい事業も含め、市民一体となるための施策も盛り込まれております。今後も市民、目線を大事にしながら、持続可能で市民のために必要な自主事業が計上させていくことを期待することを申し添えまして、私の賛成討論とさせていただきます。委員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、討論を終わります。採決します。議案第27号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。起立者10名、賛成多数と認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第28号 令和7年度霧島市国民健康保険特別会計予算について

○委員長（久木田大和君）

次に、議案第28号、令和7年度霧島市国民健康保険特別会計予算について、委員間討議に入ります。何か意見はありませんか。ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

次に原案に賛成者の発言を許可します。

○委員（前川原正人君）

私は議案第28号、霧島市国民健康保険特別会計に対しまして、賛成の立場で討論に参加いたします。国保加入者は、委員会審査でも明らかになりましたとおり、本年1月時点の被保険者数、1万5,101世帯、そして被世帯数で被保険者の人数でいきますと、2万2,235人が加入をし、個人事業業者や個人の農業者など低所得者が加入をしている特徴がございます。また、法定減免と言われる7割軽減が41.5%、5割軽減が16.7%、2割軽減が12.1%、全体の1万477世帯が法定軽減世帯

であることも明らかになっております。市長の施政方針でも明らかになりましたけれども、新年度においても、国保税の税率を据え置くことが示されました。このことは、コロナウイルス感染症の影響や、回復しない景気、物価高などにより暮らしを脅かしている中で、今回の据置きというのは評価できるものであるということを申し述べて、私の賛成討論といたします。ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、討論を終わります。採決します。議案第 28 号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第 28 号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第29号 令和7年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について

○委員長（久木田大和君）

次に、議案第 29 号、令和 7 年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について、委員間討議に入ります。何か意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許可します。

○委員（前川原正人君）

議案第 29 号、霧島市後期高齢者医療特別会計に対しまして、反対の立場から討論に参加をいたします。本制度は 2 年ごとに改定を行い、昨年度の所得割 11.2%、均等割 5 万 9,900 円。賦課限度額を 80 万円に変更された経緯がございます。少ない年金で生活している高齢者には、負担強化が重くのかかっている現状がございます。この背景には、これは国の施策ではありますけれども、出産一時金のための財源確保 75 歳以上の高齢者に負担をさせることで 7% を上乗せしていることに要因がございます。2025 年度の 1 人当たりの平均保険料は月 7,192 円となる見込みで、昨年度の引上げ分を含めると、年 7,400 円増との報道もございます。物価高騰や、年金支給額の実質引下げで、高齢者の生活が苦しい中、老後の暮らしを支える現役世代も含め、家計が圧迫されることは必然であり、国の責任で財源措置をすることを指摘をし、本案に対する反対討論といたします。

○委員長（久木田大和君）

ほかに反対者、反対の意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

次に原案に賛成者の発言を許可します。

○委員（松枝正浩君）

議案第 29 号、令和 7 年度霧島市後期高齢者医療特別会計について賛成の立場で討論いたします。この事業は、健康寿命の延伸と医療費の適正化に重点を置いた大変大切な事業であります。令和 7 年度における保健福祉部予算は、一般会計において 40.91%、年々増加傾向にあります。抑制からの視点では、特別会計事業で、生活習慣病などの疾病の早期発見、早期治療、重症化予防、フレイル等の健康状態を総合的に把握するため、長寿健診を実施していくことはとても大切であります。これらの視点から必要不可欠であることを申し上げ賛成討論といたします。委員各位の賛同をお願いいたします。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第 29 号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。起立者 10 名、起立多数と認めます。したがって、議案第 29 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第30号 令和7年度霧島市介護保険特別会計予算について

○委員長（久木田大和君）

次に、議案第 30 号、令和 7 年度霧島市介護保険特別会計予算について、委員間討議に入ります。何か意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許可します。

○委員（前川原正人君）

私は議案第 30 号、霧島市介護保険特別会計予算に対しまして反対の立場から討論に参加をいたします。介護保険制度は 3 年に 1 回の見直しによって、現在、第 9 期介護保険事業として実施をされ、実施事業は、2026 年度まで実施をされることになっております。基本的には、国策として進められており、自治体はそれに従わざるを得ないわけではありますが、これまで 8 期事業の介護保険料は 9 段階を 13 段階に改定をし、基準額、これは 5 段階の部分でありますけれども、年額 7 万 3,800 円であったものを 6 万 9,600 円へと 4,200 円引下げた経緯がございます。これによりまして、霧島市の 65 歳以上の大体約 96% の人たちが、保険料が軽減させられることになり、一定の評価をできるものであることは認識をしているつもりであります。一方、介護給付費準備積立基金は、出納閉鎖時点で 15 億 7,640 万円であることが審査の中で明らかとなっております。基金の涵養も当然必要でありますけれども、介護保険事業者の経営は人手不足や低賃金などによって事業を展開すればするほど経営は厳しくなる仕組みとなっており、事業の撤退、利用料の負担強化によって、介護を受けたくても受けられないことが現実のものとなっております。今、先ほど申し上げましたとおり、多額の基金というのは、保険料軽減に役立てることを私どもは指摘をした経緯がございます。本市の基金条例は、第 5 条の中で、基金は保険給付に諸不足が生じ生じた場合、経費の補填財源に充てるために処分することができるとの規定でございますが、基金の取崩しについては、今後、介護給付費や予防給付費、そして保険料の低減、介護事業に要する費用への市民負担の取組が求められると考えております。今後、委員会の中でもありましたとおり、外部委員会で高齢者施策委員会での積極的な基金活用がの議論が求められていることを指摘をして反対の立場で討論を終わらせていただきます。

○委員長（久木田大和君）

ほかに反対の発言はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

次に原案に賛成者の発言を許可します。

○委員（松枝正浩君）

議案第 30 号、令和 7 年度霧島市介護保険特別会計について賛成の立場で討論いたします。介護保険事業は、高齢化社会において必要不可欠な制度であり、高齢者の生活の質向上、家族の負担軽減、医療費の抑制など、今後も持続可能な制度運営が求められます。今議会での陳情もありましたが、地域における訪問介護サービスの安定的な提供と介護職員の確保をするための国における財政措置の強化の課題はあるものの、事業推進と並行して考えていかなければならないものであると考えま

す。まずは必要な事業を推進し、介護保険事業が掲げる四つの基本施策を実現すべく、令和7年度当初予算は必要不可欠なものであるということを申し上げ賛成討論といたします。委員各位の賛同をお願いいたします。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決をします。議案第30号において、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。起立者10名、賛成多数と認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第31号 令和7年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算について

○委員長（久木田大和君）

次に、議案第31号、令和7年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算について、委員間討議に入ります。何か意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決をします。議案第31号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第31号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第32号 令和7年度霧島市温泉供給特別会計予算について

○委員長（久木田大和君）

次に、議案第32号、令和7年度霧島市温泉供給特別会計予算について、委員間討議に入ります。何か意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決をします。議案第32号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第32号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第33号 令和7年度霧島市水道事業会計予算について

○委員長（久木田大和君）

次に、議案第33号、令和7年度霧島市水道事業会計予算について、委員間討議に入ります。何か意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第 33 号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 33 号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第34号 令和7年度霧島市工業用水道事業会計予算について

○委員長（久木田大和君）

次に、議案第 34 号、令和 7 年度霧島市工業用水道事業会計予算について、委員間討議に入ります。何か意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。まず原案に反対の者の発言を許可します。

○委員（前川原正人君）

私は議案第 34 号、霧島市工業用水道事業会計予算に対しまして、反対の立場から討論に参加をいたします。新年度の工業用水の営業収益は 575 万 5,000 円に対しまして、営業用支出は 2,708 万 9,000 円で運営を予定をいたしております。一般会計から 300 万円を支出されることとなりますけれども、これと同時に、長期前受金戻し入れ 1,842 万 3,000 円により賄われているのが現状であります。令和 10 年度には、上下水道に統一される方向性があることも認識をいたしているところです。特別会計というのは原則、独立採算制であり、責任水量制ということで、旧国分市当時のテクノポリス構想に伴って、企業誘致によって 1 m³当たり 45 円という低料金で供給されていることに要因がございます。企業は経済行為で運営をしており、社会的責任を果たす上でも、採算に見合う水道料金にすることを指摘をし、今回、本案に対する私の反対討論といたします。

○委員長（久木田大和君）

ほかに反対者の意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

次に原案に賛成者の発言を許可します。

○委員（有村隆志君）

私は、議案第 34 号大霧令和 7 年度霧島市工業用水道事業会計予算に賛成の立場を明らかにして討論に参加します。この工業用水道事業は、低廉な価格で、本市への企業の進出、誘致を進めるために、日本全国で行った施策でもあります。今も全国で行われている企業会計でございます。本市の経緯といたしましては、当時、旧国分市が企業を誘致するために、また企業からも要望があり、工業用水道を県がこの事業を行っていた経緯がございます。その後、県から市がこの事業を引き継いで行ってきた経緯がございます。そこで今日説明がありましたように、令和 10 年度、水道部と統一をするとのお話があり、当該地域の企業とお話が進んでいるとのことであります。また、このことから、本年度予算は、令和 10 年度、統合への予算と工業用水道の安定供給の予算であり承認すべきと申し上げ、議員各位の賛同を求めます。これ、賛成討論を終わります。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第 34 号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。起立者 10 名、起立多数と認めます。したがって、議案第 34 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第35号 令和7年度霧島市下水道事業会計予算について

○委員長（久木田大和君）

次に、議案第 35 号、令和 7 年度霧島市下水道事業会計予算について、委員間討議に入ります。何か意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許可します。ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

次に原案に賛成者の発言を許可します。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第 35 号、霧島市下水道事業会計予算に対しまして、賛成の立場で討論に参加をいたします。本予算は雨水管理計画による日当山地区調整池土木工事委託ほかで 5 億 2,689 万 6,000 円。姫城地区排水路整備工事 3 億 4,830 万円。雨水ポンプ場の建設工事委託料として 7 億 1,723 万 8,000 円。この合計でだけでも 12 億 1,733 万 8,000 円。建設改良費の予算の 70.4%の歳出となっております。この地域の長年の悲願であった、懸案事項でございました雨水災害防止は、地域住民の期待は大きく、不安解消に結びつくものであることを申し述べ、本案に対する賛成討論といたします。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第 35 号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 35 号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第36号 令和7年度霧島市病院事業会計予算について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第 36 号、令和 7 年度霧島市病院事業会計予算について、委員間討議に入ります。何か意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第 36 号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第 36 号については、全会一致で原案のとおり可決すべき

ものと決定しました。以上で議案 10 件の議案処理を終わります。

△ 委員長報告に付け加える点についての確認

○委員長（久木田大和君）

次に委員長報告に何か付け加える点はありませんか。ある場合は、議案番号とその内容を御発言ください。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 4時30分」

「再 開 午後 4時30分」

○委員長（久木田大和君）

それでは再開します。

○委員（野村和人君）

先ほど、一般会計予算のときの委員間討議の中で発言させていただいた資料等についての改善等について、委員長のほうで付け加えていただきたいと思います。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。それではただいまの御意見を盛り込むこととし、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。これで付託された案件の全てを終了しました。以上をもちまして予算常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 4時31分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

予算常任委員長 久木田 大和